

第 10 回

熊本県議会

教育警察常任委員会会議記録

平成26年3月12日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 10 回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成26年3月12日(水曜日)

午前10時0分開議
午後0時28分休憩
午後1時30分開議
午後2時49分閉会

本日の会議に付した事件

議案第41号 平成26年度熊本県一般会計予算

議案第45号 平成26年度熊本県立高等学校
実習資金特別会計予算

議案第48号 平成26年度熊本県育英資金等
貸与特別会計予算

議案第87号 熊本県立高等学校の授業料等
に関する条例の一部を改正する条例の制
定について

議案第88号 指導教諭の設置に伴う関係条
例の整備に関する条例の制定について

議案第89号 熊本県社会教育委員条例の制
定について

議案第90号 熊本県いじめ防止対策審議会
条例の制定について

議案第91号 熊本県いじめ問題対策連絡協
議会条例の制定について

議案第92号 熊本県警察の職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議案第93号 熊本県留置施設視察委員会条
例の一部を改正する条例の制定について

議案第94号 熊本県暴力団排除条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第96号 第2期くまもと「夢への架け
橋」教育プランの策定について

議案第100号 権利の放棄について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に
ついて

報告事項

①熊本県手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

②「熊本県子どもの読書活動推進計画
（第三次）」の策定について

③「熊本県スポーツ推進計画」の策定
について

④「熊本県2020東京オリンピック・
パラリンピックキャンプ誘致等推
進本部（仮称）」の設置について

委員会提出議案

警察官の増員を求める意見書について

出席委員（7人）

委員長 高野 洋 介
副委員長 九谷 高 弘
委員 山本 秀 久
委員 早川 英 明
委員 荒木 章 博
委員 松田 三 郎
委員 鎌田 聡

欠席委員（1人）

委員 前田 憲 秀

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 田崎 龍 一

教育理事 柳田 幸 子

総括審議員兼教育指導局長 瀬口 春 一

教育総務局長 柳田 誠 喜

教育政策課長 能登 哲 也

学校人事課長 山本 國 雄

社会教育課長 福澤 光 祐

文化課長 小田 信 也

施設課長 清原 一 彦

高校教育課長 上 川 幸 俊
 政策監兼高校整備推進室長 田 村 真 一
 義務教育課長 緒 方 明 治
 特別支援教育課長 高 橋 次 郎
 人権同和教育課長 池 田 一 也
 体育保健課長 平 田 浩 一
 警察本部
 本部長 西 郷 正 実
 警務部長 黒 岩 操
 生活安全部長 浦 次 省 三
 刑事部長 浦 田 潔
 交通部長 木 庭 強
 警備部長 吹 原 直 也
 首席監察官 吉 長 立 志
 参事官兼警務課長 福 田 泰 三
 参事官兼会計課長 牧 野 一 矢
 理事官兼総務課長 奥 田 隆 久
 参事官兼生活安全企画課長 甲 斐 利 美
 参事官兼刑事企画課長 林 修 一
 参事官兼交通企画課長 高 山 広 行
 理事官兼交通規制課長 安 武 秀 則
 参事官兼警備第一課長 佐 藤 正 泉
 留置管理課長 西 村 一 弥
 組織犯罪対策課長 木 村 浩 憲
 交通指導課長 東 山 茂 継
 運転免許試験課長 渡 邊 孝

事務局職員出席者

議事課課長補佐 小 夏 香
 政務調査課主幹 山 鹿 公 嗣

午前10時0分開議

○高野洋介委員長 おはようございます。

ただいまから、第10回教育警察常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

警察本部、教育委員会の順に説明を求め、質疑については、今回は、それぞれの説明の後に受けたいと思います。

なお、執行部が説明を行われる際は、着席のままで結構です。

それでは、警察本部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いいたします。

初めに、西郷警察本部長、お願いいたします。

○西郷警察本部長 おはようございます。

高野委員長を初め委員の皆様方には、この1年間、温かい御指導を賜り、また、県警察の各種行事にも積極的に御参加をいただくなど、まことにありがとうございます。心よりお礼を申し上げます。

それでは、着席で説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明に移らせていただきます。

本日は、予算関係1議案、条例関係3議案の計4議案について審議をいただきます。

内容としましては、第41号議案が、平成26年度熊本県一般会計予算であります。これは、平成26年度の当初予算として、警察費総額365億7,004万5,000円をお願いするものであります。

第92号議案が、熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定であります。これは、現行の身辺警護等作業手当の支給対象となる職員を見直しするとともに、遠隔地の離島周辺海域における警戒の作業に対する特殊勤務手当を新たに規定するものであります。

また、93号議案につきましては、熊本県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例の制定であります。これは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、熊本県留置施設視察委員会の委員の

任期について、条例で定めるものであります。

第94号議案につきましては、熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定であります。これは、暴力団の活動を助長し、または運営に資すると知りながら、暴力団に金品等の供与を行った事業者及びそれを受け取った暴力団員等を、公安委員会が行う調査、勧告及び公表の対象として追加をするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、御審議のほどよろしく願いをいたします。

なお、総務常任委員会で審議をいただいております熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定概要につきましても、後ほど担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○牧野会計課長 会計課長でございます。

お手元の警察本部の資料に基づきまして、第41号議案平成26年度熊本県一般会計予算について御説明をいたします。

まことに恐れ入りますけれども、まず、資料11ページの最下段、本年度の合計欄をごらんいただきたいと思えます。

記載のとおり、平成26年度の警察費当初予算は、総額365億7,004万5,000円を計上しております。前年度、つまり平成25年度の当初予算と比較しますと、総額で27億5,667万1,000円の減額になっておりますが、これは、職員の年齢層の若返りによる給与費の減、あるいは退職予定者の減少に伴います退職手当費の減、さらには熊本東警察署等複合庁舎の整備事業の完了などによる減額などが主な要因でございます。警察活動に要する実質的な経費については確保できております。

それでは、資料の第1ページに戻っていただきます。順に御説明を申し上げます。

1ページ上段の公安委員会費総額1,284万

6,000円は、説明欄記載のとおり、公安委員会の委員報酬と委員や随員職員の旅費などの運営費でございます。

次に、下段の警察本部費総額297億7,136万3,000円は、職員の給与や業務管理などに必要な経費でございます。

まず、説明欄1の職員給与費でございますけれども、職員の給料や諸手当、また、機動隊員の超過勤務手当でございます。

説明欄2の退職手当は、退職見込み者124人に対する退職手当でございます。

説明欄3、警察一般管理費の(3)警務企画調査費は、職員の赴任旅費や警察法規判例データベースシステムのリース料など、警務管理業務に要する経費や警察職員の採用業務に要する経費でございます。

なお、平成26年度は、平成23年3月23日に公布されました熊本県行政文書等の管理に関する条例の平成27年1月1日施行に向けました警察文書情報データベースシステムの改修費を計上しております。

(4)の人事管理費は、非常勤職員68人、臨時職員2人などの雇用経費でございます。

なお、平成25年度と比較しますと、警察全体での非常勤職員数は、新規に特殊詐欺被害防止アドバイザー等が認められたことなどによりまして3人増となりまして、合計187人となっております。

(6)の被服費でございます。警察官等に支給する制服や階級章、あるいは警察手帳等の貸与品の整備に要する経費でございます。

2ページをお願いいたします。

(11)の庁舎管理運営費は、警察本部や警察署等の警察施設で使用する光熱水費や交番、駐在所等の土地建物賃借料等に要する経費でございます。

(17)の警察統合OA整備費でございますけれども、これは、LAN回線専用料、インターネット通信費、OA機器維持管理費など、県警のOAシステム化を推進するための経費

でございます。

(22)の女性の視点を一層反映した警察運営費は、女性被害者、あるいは相談者への対応強化に向けた女性警察官の増員に対応するため、熊本南警察署の幸田交番、宇城警察署の宇土交番、天草警察署の東浜交番の3交番に、それぞれ女性用のトイレ、仮眠室、シャワー室を整備するとともに、女性警察官の体型等に配慮しました装備資機材としまして、耐刃防護衣58着、警棒つり170本の整備費を計上しております。

なお、本事業につきましては、幸せ実感くまもと4カ年戦略に基づく取り組みを加速するために設定されました幸せ実感推進枠の事業として計上しております。同様の事業につきましては、以下説明欄に略して推進枠と表記しております。

次に、3ページをお願いいたします。

整備費総額4億9,213万8,000円は、車両、船舶、ヘリコプター等の維持管理や各種警察活動に必要な経費でございます。

説明欄、(1)の車両維持管理費は、警察車両の維持に必要な燃料、修繕料、車両更新に必要な保険料などでございまして、警察車両の機能を維持しまして、適正かつ効率的に使用することで、各種犯罪に対応するため、機動力を保持する経費でございます。

(2)の船舶維持管理費は、天草署に配備している警備艇「しらぬい」の燃料費等でございます。

(3)のヘリコプター維持管理費は、警察用航空機「おおあそ」の安全性と性能を維持するために必要となる航空燃料費やヘリコプターテレビシステムのリ線料、修繕費等でございます。

(4)の装備品維持管理費は、銃器使用事件に対応する現場警察官が装備する耐弾性能のより高い防弾ヘルメット32個と防弾盾40枚を整備するための経費などでございます。

(7)の大規模災害警備対策費でございま

す。大規模災害時の人命救助に必要な救助用ボート12艇、救命胴衣120着などを整備するための経費でございます。

4ページをお願いいたします。

警察施設費総額12億6,711万7,000円は、警察施設の整備や維持管理に必要な経費でございます。

説明欄2の(1)警察施設整備費、これは単独事業でございますけれども、これは、駐在所の新築や警察施設の改修工事などに必要な経費でございます。現在、交番が58カ所、駐在所が116カ所ありますが、老朽化の著しい施設から順次整備をしております。平成26年度は、高森警察署の栃木駐在所、人吉警察署の中原駐在所、天草警察署の下浦駐在所、牛深警察署の深海駐在所の4カ所の新築を予定しております。

(4)の仮称、熊本合志警察署整備事業5億1,857万8,000円でございますけれども、これは、熊本市北区及び合志市を管轄する警察署を新設するために、用地購入や基本設計に要する経費でございます。このうち、用地購入費及び移転補償費の4億6,917万6,000円は、地域の元気基金を充当することにしております。今後、平成27年度に詳細設計、造成工事、平成28年度から29年度にかけて調査、建設工事等を予定しております。平成29年度までの総事業費は24億9,822万5,000円を見込んでおります。

5ページをお願いいたします。

運転免許費総額11億1,634万4,000円でございます。運転免許の新規交付、あるいは更新業務、また、これらに伴う必要な各種講習などの経費でございます。

説明欄1、自動車運転免許費の(1)運転免許企画調査費でございます。庁舎光熱水費、印刷費など運転免許センターの運営に必要な経費、あるいは運転免許証作成システムの保守料、消耗品費等運転免許証の作成に必要な経費でございます。

飛んで、(7)の高齢者講習・認知機能検査委託費は、70歳以上で免許を更新する人を対象とした高齢者講習や、75歳以上で免許を更新する人を対象とした認知機能検査の委託費でございます。

説明欄2、自動車運転免許試験費の(1)運転免許試験企画調査費でございます。会議旅費、消耗品費など運転免許試験場の運営に必要な経費、あるいは運転免許試験車両の維持、更新などに必要な経費などがございます。平成26年度は、運転免許試験用の車両としまして、普通車2台、自動二輪車4台を更新することにしております。

6ページをお願いいたします。

恩給及び退職年金費総額7,665万1,000円は、昭和37年11月30日以前に退職した警察職員とその遺族に対して恩給法等に基づき支給する恩給と扶助料でございます。

7ページをお願いいたします。

警察活動費総額38億3,358万6,000円は、県警各部門の運営、あるいは交通安全施設の整備に必要な経費でございます。

説明欄1、一般警察運営費の(4)犯罪被害者支援活動の推進でございます。犯罪被害者やその家族等の被害回復と二次的被害防止を図るために、被害者支援の充実強化、あるいは民間被害者支援団体の育成、支援等の総合対策を推進するものでございまして、幸せ実感推進枠の事業として計上しております。

このうち、5段目のハウスクリーニング委託は、本年度から開始した事業でございまして、自宅が犯罪現場となった場合に、血痕等が完全に払拭されていない被害者宅をクリーニングすることによりまして、精神的、あるいは経済的な負担軽減に資するものでございます。

6段目のワンストップ支援センター設置準備経費でございますけれども、これは、性犯罪被害者に対して、被害直後から、産婦人科医療、相談カウンセリング等の支援を可能な

限り1カ所で提供する仕組みを検討する設置検討委員会等の経費でございます。

(7)の重要備品等整備費、(9)の一般備品等整備費でございます。警察車両、四輪更新分23台、定置式レーダースピードメーター2台、車載式レーダースピードメーター2台のほか、捜査用デジタルカメラの増強など、警察活動に必要な不可欠な装備資機材の整備に要する経費でございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思っております。

説明欄2の生活安全警察運営費の(3)ストーカー行為等・DV対策の推進は、ストーカー行為、DV等の被害防止のための経費でございます。広報啓発用リーフレットの作成費やストーカー行為等を証拠化するための監視用録画装置6台の整備費などがございます。

(4)のサイバー犯罪対策の強化は、サイバー犯罪の被害防止や検挙に向けた諸対策を推進するための経費でございまして、このうち、スマートフォン解析装置、ラインデータ抽出資機材等の整備費を幸せ実感推進枠で計上しております。

(5)の安全で安心なまちづくり事業費でございます。防犯パトロール団体に対しまして、犯罪マップやゆっぴー安心メール等により犯罪情報を提供するためのシステムの管理費、あるいは地域住民の要望や困り事に対応する警察安全相談員16人の人件費でございます。

(7)の少年非行防止活動の推進でございます。少年の非行防止と保護対策を総合的に推進するための経費でございまして、学校を訪問して助言、指導を行うスクールサポーターは11人体制で、警察本部と6警察署に配置しまして、学校と連携しながら、非行や被害の防止活動等を行うことしております。

(10)の振り込め詐欺防止のための総合対策事業は、被害の未然防止を図るための経費でございまして、具体的には、被害の未然防止

を呼びかけるはがきや広報啓発活動用のクリアファイルの作成経費、被害対象者へのきめ細かな支援を実施する特殊詐欺防止アドバイザー2人を新規に雇用する経費、被害に遭う可能性の高い高齢者宅等に設置する電話内容自動録音装置100台の整備費を幸せ実感推進枠として計上しております。

(11)のセーフティーパトロール活動委託事業でございます。街頭犯罪や振り込め詐欺の防止、あるいは子供や高齢者の安全確保を図るためにパトロール活動を委託する経費でございます。幸せ実感推進枠の事業として計上しております。活動の規模は、班長1人、班員8人の計9人で、班員2人を1個班としまして、4個班が、班長の指揮を受けながら、熊本市内3署と大津警察署管内で活動する予定でございます。

(12)のみんなが安心して歩ける街づくり事業は、防犯ボランティア団体への防犯ベスト等の物的支援を行うことで、地域に根差したボランティア団体等の自主的活動を促進、あるいは支援していく経費でございます。

9ページをお願いいたします。

説明欄3、地域警察運営費の(2)交番・駐在所の機能強化でございますけれども、交番相談員76人を任用しまして、交番、駐在所機能の充実強化を図りますとともに、地域警察官のパトロール活動等の時間を確保するための経費でございます。

説明欄4、刑事警察運営費の(1)刑事企画調査費の4段目、録音・録画装置整備費でございますけれども、取り調べの可視化の手段としまして順次整備しているところでございます。現在、現有の13台に加えて、新たに6台をお願いしております。

次に、(5)の海外語学研修費でございますけれども、外国人犯罪、あるいは国際テロ等の国際捜査等に従事している者またはその予定者に対しまして、必要な言語についての知識、技能を習得させまして、外国人犯罪捜査

体制の充実を図るための経費でございます。平成26年度は、台湾の中国文化大学への海外語学研修とアメリカのモンタナ大学への海外実務研修を予定しております。

(6)の捜査基盤の強化の2段目、捜査実務伝承官報酬等でございますけれども、これは、ベテラン捜査員の大量退職に伴いまして、若手捜査員の早期育成のために、捜査手法等を伝承する捜査実務伝承官、いわゆる警察、主として警察OBでございますけれども、9人を任用しまして、警察本部と熊本市内3署に配置するために必要な経費でございます。

10ページをお願いいたします。

(10)の暴力団総合対策の推進の2段目、事業者選任責任者講習業務委託費でございますけれども、これは、暴対法に基づきまして、事業者が暴力団員からの不当要求による被害に遭わないよう、県公安委員会が各事業所の責任者に対して行う講習業務を熊本県暴力追放運動推進センターに委託する経費でございます。

下から3段目、特定抗争指定暴力団等対策経費でございます。改正暴対法により、平成24年12月、道仁会と浪川睦会がそれぞれ特定抗争指定暴力団等に指定されまして、事務所への立ち入りや事務所周辺のうろつきなどが禁止される警戒区域が設置されたことに伴いまして、事務所等を監視するカメラを設置しまして、違反行為発生時の立証、あるいは検挙体制を確保するための経費でございます。

次の段、標章掲示店舗等を守るための対策費でございますけれども、これも、暴対法に基づきまして、暴力団の立ち入りを規制する標章を掲示した飲食店を暴力団の犯罪行為から守るために、拠点を設定しまして監視カメラを設置するための経費でございます。

最後の段、暴力団対策資機材整備費でございますけれども、これは、暴力団の取り締まり強化に向けた初動捜査支援システムの機能

強化を図るものでございます。

なお、特定抗争指定暴力団等対策経費、以下3項目につきましては、幸せ実感推進枠の事業として計上しております。

(11)の暴力追放運動推進センター関係経費でございますけれども、同センターが実施する広報啓発活動事業、相談事業、あるいは暴力団からの離脱更生促進事業等の経費を補助するものでございます。また、暴対法の改正によりまして、同センターは、指定暴力団の事務所使用差しとめ請求をしようとする付近住民からの委託を受けまして、住民にかわって訴訟を起こすことができることとなりましたけれども、この訴訟費用としましては、事案発生時に予備費や補正予算で補助金として予算措置し、同センターに追加交付することとしております。

(14)の犯罪追跡体制の強化でございます。事件発生直後に防犯カメラの映像等犯罪の痕跡等を収集しまして、画像解析等を行う犯罪追跡システムのリース料等でございます。

次に、説明欄5、交通警察運営費の(1)高齢者生活安全対策事業でございますけれども、これは、65歳以上の高齢者の交通事故防止を目的とするものでございまして、大型スクリーンの映像を見ながら、道路横断時の具体的危険性を疑似体験できる高齢歩行者教育システムを活用した巡回型の交通安全教育業務の委託料でございます。

11ページをお願いいたします。

(8)の交通規制管理費でございます。信号機や道路標識・標示などの交通安全施設の維持管理に要する経費でございまして、信号機の電気料や修繕料、あるいは渋滞情報など各種道路情報の提供に関する業務委託など、交通規制業務の運営と交通安全施設を適正に管理するために必要な経費でございます。

(13)の高齢ドライバーサポート事業でございますけれども、これは、運転免許センターに設置しております運転能力診断測定器のて

んとう君とビジター君を活用しまして、高齢ドライバーの認知、あるいは判断、動作等の能力検査を行いまして、高齢者自身に自己の各種能力の程度を把握してもらうとともに、診断結果を踏まえた交通安全指導を実施するための経費でございます。

(14)の反射材活用促進モデル事業でございます。これは、多発する夜間の交通事故対策としまして、市内3署を初めとする6警察署管内のそれぞれ1校区をモデル地区に選定しまして、地区での交通安全教室や街頭指導を実施しますとともに、ポスターやラジオスポット放送による広報啓発活動を推進するものでございます。

また、多くの方に反射材に直接触れていただき、あるいはその効用を身近に感じていただくために、反射材のコンクールや反射材フェアを展開しまして、モデル地区を中心に反射材の活用促進を図り、夜間の交通事故防止につなげるものでございまして、幸せ実感推進枠の事業として計上いたしております。

(15)の飲酒運転抑止対策の推進でございます。県民の飲酒運転抑止の機運を一層高めるために、熊本市電の車内における啓発ポスターの掲示、あるいはラジオでのスポット放送など、目にとまる広報、あるいは耳に触れる広報を展開する一方で、飲酒運転の取り締まり用機材、具体的には、アルコールメーター等でございますけれども、これらを整備するものでございます。

(16)の高齢者交通安全対策の推進でございます。高齢者が多数集まる場所に出向きまして、交通ルール、あるいは交通マナーを指導する交通安全サポーター業務を人材派遣会社等に委託するものでございます。活動地域は、熊本市内3警察署を初めとする6警察署管内、期間は本年6月から来年3月までの10カ月、体制は、管理者1人、サポーター3組6人の7人体制でございまして、これも、幸せ実感推進枠事業として行うことにしており

ます。

最後に、6の交通安全施設費11億9,610万3,000円でございます。安全で円滑な交通環境を確立するために、信号機、道路標識・標示といった交通安全施設等の整備充実に必要な経費でございます。この額は、本年度の当初予算と比較しますと、1億3,283万1,000円、率にして12.5%の増額となります。

平成26年度は、子供の安全な道路横断の確保等を目的とした通学路対策、大量更新時期を迎えた老朽信号機の更新、あるいは道路標識の新設、更新、節電対策としての信号灯機のLED化などに重点を置きまして整備を推進することにしております。

なお、この経費のうち、通学路対策、金額にしまして6,404万2,000円につきましては、地域の元気基金を活用して、横断歩道の整備、押しボタン式信号機の設置、信号機の歩車分離化などの対策を行うことしております。

12ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、事項欄にありますとおり、仮称、熊本合志警察署整備事業の設計委託費としまして、6,684万5,000円の限度額設定をお願いしております。平成26年度に基本設計、平成27年度に実施設計を予定しております、2年間かけて委託業務を行うものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福田警務課長 警務課長の福田でございます。

それでは、警察から提案しております条例案について御説明いたします。

第92号議案熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料は、13ページから17ページになります。

まず1点目は、警視に係る支給対象作業の見直しについてであります。

内閣総理大臣や国賓等の身辺警護を行った場合に支給される身辺警護等作業手当については、これまで警部以下の警察官が支給対象とされていたのですが、警視についても、実際に現場に出て身辺警護を行っていることから、新たに警視を身辺警護等作業の支給対象として規定するものであります。

次に、2点目は、遠隔地水上警戒作業手当の新設についてであります。これは、警察職員が、遠隔地の離島周辺海域において、海上保安庁の巡視船に乗り込み、外国公船に対する進路規制や警告等の警戒作業に従事した場合の特殊勤務手当として、新たに遠隔地水上警戒作業手当を規定するものであります。

なお、その他規定の整理を行っております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村留置管理課長 留置管理課長の西村でございます。

第93号議案熊本県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

資料は、18ページから20ページになります。

18ページの2の制定の必要性についてですが、地域の自主性及び自立性を高めるため、地方公共団体の事務に係る国の法令による義務付け、枠付けの見直しによりまして、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が一部改正され、同法に規定されていた留置施設視察委員の定数及び任期の規定が削除されるとともに、委員の定数及び任期については、国家公安委員会規則で定める基準を参酌し、条例で定めると規定をされました。これに伴い、国家公安委員会規則である留置施設視察委員会の委員の定数及び任期についての

基準を定める規則が制定され、本年4月1日から施行されますが、その規則中に委員の定数は10人以内、任期は1年とすると規定されました。現行条例において、委員の定数は4人と規定されていますが、任期が規定されていけませんので、今回の条例改正において、規則の基準を参酌して、任期を1年と規定するものです。

以上でございます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○木村組織犯罪対策課長 組織犯罪対策課でございます。

議案第94号熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例案について御説明をさせていただきます。

資料の21ページから24ページになります。

では、24ページの補足説明資料によりまして御説明をさせていただきます。

上段の改正の趣旨をごらんください。

熊本県暴力団排除条例は、第19条で、事業者が暴力団員等に対して行う4種類の行為を禁止しております。

19条1項が、威力利用目的の利益供与、2項が、相当の対償のない暴力団の活動や運営に協力する目的の利益供与、3項が、暴力団の活動を助長し、または運営に資すると知った上での利益供与、4項が、暴力団と知っての優先的な取り扱いでありまして、また、暴力団員等がこれらの利益の供与を受けることを第20条で禁止をしております。

24ページ下段の改正の概要をごらんください。

これまで、暴力団への利益供与の禁止規定の実効性を確保するため、事業者の禁止事項として、19条1項の威力利用目的で行う利益供与、2項の相当の対償のない活動、運営に協力する目的で行う利益供与と、暴力団員等の禁止事項として、19条1項、2項の利益を収受することにつきましては、公安委員会が

行う調査、勧告の対象とされているところでもあります。

しかしながら、最近の暴力団情勢を見ますと、県内のゴルフ場において、日本ゴルフ協会理事と暴力団組長がゴルフをしていたことが明らかになったほか、暴力団対策法で指定された特定抗争指定暴力団の暴力団員が警戒区域外の旅館や飲食店等において会合を開催している状況が確認されるなど、暴力団に対する利益供与の抑止という条例の目的が達成できていない事案が発生をしております。

そこで、暴力団に対する利益供与を抑止するとともに、暴力団が事業者を利用しにくい環境をつくり、事業者を暴力団から守るという意味におきましても、19条3項の暴力団の活動を助長し、または運営に資すると知った上での利益供与を行った事業者及びその供与を収受した暴力団員等を、公安委員会が行う調査、勧告及び公表の対象として追加する条例の一部改正を行うものでございます。

施行は、26年6月1日を予定しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で付託議案に関する警察本部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑を受けた課は、課名を言って、座ったまま説明をしてください。

それでは、質疑ありませんか。

○山本秀久委員 幸せ実感推進事業、全体的にどのくらいですか。

○牧野会計課長 26年度は、9事業につきまして、1億1,185万5,000円でございます。

ちなみに、平成25年度比で、プラス6,385万1,000円でございます。

○山本秀久委員 今回の1億1,000万という予算ですけれども、これは、それで十分なんですか。十分じゃないんでしょう。大体、間に合ってますか。

○牧野会計課長 今回の、当初報告しましたとおり、予算自体は、今年度と比較しますと、27億円余りぐらい減少ということでございますけれども、報告でも申しましたとおり、まず1つが、人件費が、退職金が15億4,000万余りが減額になっております。これは、退職予定者の減少によるものでございます。その他の、先ほど申しましたとおり、職員の若返り、これで7億3,700万円ぐらいまた減少ということでございます。

その他、本年度は要した経費が来年度は必要ない経費というのもございまして、これらを若干、単純に計算しただけでも37億2,000万円ぐらいが来年度は要しないというふうなことでございます。それに対して27億の減額ということは、それだけ減額幅を抑え込んで、必要な経費を獲得したというふうに認識をしております。

○山本秀久委員 警察関係は、いろいろ社会情勢が変化し、いろいろになってきよる、暴力的にもいろいろな問題が起きていますから、そういう点をよく考慮されて、必要なものはどしどしやっぱり要求されないと、人民の幸せの名目が立たぬと思いますので、そういうときは遠慮なく言ってくださいよ。そういうことで一応。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 ちょっと関連する話ですけれども、予算が減った部分で見ますと、装備費が2億5,000万ぐらいですかね、あと、警察施設費も3億9,000万ぐらい減っております、先ほどの説明であった、退職金だけじゃ

なくて、そういった施設とか、装備のところにもかなりやっぱり影響が出てきていると思いますけれども、若干その辺で、何かこの辺の装備はちょっと今年度はこらえたとか、施設のところも、交番とか、駐在の新設とか、改修とか、この辺抑制したという部分があれば、ちょっと教えていただきたいと思っておりますけれども。

○牧野会計課長 特段抑制した部分はございません。先ほども申しましたとおり、施設整備費等につきましては、必要最小限度の予算は確保できたというふうに認識をしております。何遍でも繰り返しますけれども、東署の庁舎建設、あるいは、昨年は、県警ヘリの4,800時間の点検等がございまして、これに約2億5,000万あたりを充てておりまして、特段、施設整備費あるいは装備品等々で前年度を切り詰めて、熊本弁でいいますと、こらえたというような部分はないというふうに認識をしております。

○鎌田聡委員 金額的に少し前年度からかなり減っているかなというふうに、装備費と施設整備費見えますので、そういう意味で、どっかの部分を、装備を少しこらえてやられた部分があったんじゃないかなというふうに思いましたので、少しそういう部分におきましたら、先ほどのお話じゃございませんけれども、やっぱり必要な部分は必要な予算として確保していただいて、整備とか、施設とか、こういったのは備えていただきたいなと思えます。

それと、引き続き、サイバー犯罪対策で、8ページで、これも、スマートフォン、推進枠で出されておりますけれども、スマートフォン解析装置等資機材、具体的にこれはどういうふうにする機材で、どこに、どのように、署に配置するのか、本部に配置するのか、その辺を教えていただきたいと思いま

す。

○西郷警察本部長 このサイバー犯罪に関しましての装備、資機材の整備は、主にスマートフォンのデータの解析をする機器を、主に警察署に配分をする予算でありまして、これは今年度の予算でも実施をしておりますけれども、それを継続して、来年度も実施をするものが主なものでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、そのスマートフォン自体のデータを解析するという装置で、私、ちょっと先ほど聞いて、あ、これかなと思った、ラインとかそういった日ごろのやりとりを何か警察のほうで、サイバーパトロールじゃありませんけれども、そういった流れで見えていくやつかなと思ったんですけども、そうじゃなくて、実際使われたやつを持ち込んで調べるといことなんですかね。

○浦次生活安全部長 生活安全部長です。

携帯電話も解析用の資機材がありますけれども、これはスマートフォンに特化した解析用資機材でありまして、搜索等で押収したスマートフォンを解析、中を見るという解析機材でございます。

○鎌田聡委員 わかりましたけれども、サイバー犯罪を未然に抑止するという部分からいくと、日ごろのやりとりを何らかの形で——余りすると、通信傍受とかいろいろな問題も出てきますけれども、そういったやりとりの中から、そこが犯罪につながっていくというケースが最近多いと思うんですね。そこをいかにやっぱり抑制していくのかということも少し何か技術的にできたらいいなと、そういう装置かなというふうに思いましたので、そういった対応は対応として、多分どっか別のところでやられていると思いますけれども、ぜひそういったところも、犯罪を未然に防ぐ

という立場での対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○高野洋介委員長 ほかにございませぬか。

○松田三郎委員 資料11ページの6番の交通安全施設費、先ほどの御説明では、今年度、25年度に比べて、金額で1億3,000万余り、率で12.5%増ということ、日ごろこの委員会もそうでございますが、県議会からかなり、特に信号を中心としまして要望もあるところで、来年度に向けて大分警察本部としても頑張っていたのかというふうなことを考えております。

その中で、例えば信号の新設が15カ所となっておりますけれども、これ、25年度は、ちなみに何カ所だったかわかりますか。

○安武交通規制課長 交通規制課ですけれども、25年度は13基です。

○松田三郎委員 わかりました。それと、ちょっと要望のあれで、並んでいますけれども、改良というのは、ちょっと古くなった、あるいは見にくくなったのでかえるとか、一部LED化となっておりますけれども、そういうことで理解していいんですか。

○安武交通規制課長 改良といいますのは、例えば、押しボタン信号機のところは、交差点ができて、定周期の信号機をつかったのをかえたりとか、そういったことで改良という形になります。

○松田三郎委員 移設というのも10カ所ありますけれども、要らなくなったからほかのところということはずあまらぬいんでしょうから、例えば、道路が改良されたりとかした場合に、ちょっとずらして、そのレベルのことを移設というんですか。

○安武交通規制課長 はい、そのとおりです。現在、廃止というのがやはりなかなかできなくて、住民の要望が強いものですから。そういうことで、移設といいますのは、交差点が改良になって、幅が広がって、現状の柱の位置が道路上になってしまうというふうな場合に、脇に移設するというような状況でございます。

○松田三郎委員 じゃあ、最後ですけれども、来年度はもちろんそうですけれども、今後、例えば、ざっとした話ですけれども、この信号の新設というのは、いろいろ100カ所毎年御要望があるというのを以前この委員会でも聞きましたし、その中でも、先ほど説明がありましたように、安全かつ円滑に、何でもかんでも危ないからじゃなくて、前後の道路状況とか、信号の設置状況とか、いろいろやっぱり内部で御検討をしていただくようなポイントもあるんだろうと思っております。その予算ができるまで、この信号の新設に関して、大体例年これぐらいの額だから何カ所というのが決まるのか、あるいは、内部でいろいろ優先順位をつけて、ここまではどうしても必要だから何とか国に要望して、あるいは県で言うなら財政課と折衝してつくらなければいけないという、どういう決まり方をするかなと思って、ちょっと教えていただければと思います。

○安武交通規制課長 現在、信号機といいますのは、県下で2,800基ございます。そういうことで、その維持管理、制御機は19年でこれは更新しなければなりませんので、制御機、灯機、それから、信号の柱がありますけれども、これは40年、コンクリート柱、そういった2,800基の維持管理、これに相当金がかかるということで、当然新設は100カ所以上あるんですけれども、その中で、新設道路

とか、通学路とか、やっぱりそういった事故の多発地点とか、そういったことを優先的に選んで設置しているというふうな状況でございます。

○松田三郎委員 かねがねこの委員会で申し上げておりますように、なかなか要望、さっき言いましたように、要望があるからどんどんつけないけないという意識、我々もですね、そういう単純なことではなくて、真に設置しなければいけないのに、まだまだちょっとできないというところで警察が頑張られるところに関しては、我々も一生懸命応援しようと思っておりますので、余り財政課なんかにも遠慮せずに、今後とも、どんどん必要な箇所に関しては、我々の相談の上つくって――まあ、球磨郡は田舎ですから、もう諦めとりますけれども、県全体の中でそういう必要があるならば、やっぱりどんどん我々も応援していこうと思っておりますので。意見でございます。

以上でございます。

○山本秀久委員 9ページ、お願いします。

警察の運営費ですね、地域警察の。これは何でかという、駐在所と交番の問題でちょっと私は指摘しておきたいことがあるわけです。交番というのは、できたら、地域にあるのが交番でしょう。大体田舎とか、町とか、関係所。そういうときに、どういう警察官の配置をなさるのか、人員の配置、人事第一。年とった方と、地域性にある程度社会的に知識がある、経験のある警察官、御夫婦が多分住まわれると思うし、そういうとき、若手がおる、若手の警察官を2～3人つけるということ、その配置の仕方をよく考えて配置していただければ、その地域性に密着性が生まれるわけですよ、交番の地域性の。そうすると、今言ったいろいろな問題も解決できる問題、それには、ベテランのそういう方が1人入っておられればね。

それと、駐在所は、できたら、ある程度の年齢の方を駐在所に置いていただければ、地域性の、住民とコミュニケーションがとれると。特に今地域は過疎が起きているわけですよ。若者がいない。そしたら、年老いた老人ばかりが多いもんですから、話し相手にもなりながらその地域性の状態が緩和していくんじゃないかと。

だから、そういう人事の配置の仕方はどういうふうにお考えになつとるか、そういう点も含んで配置されているのかということをやっとお尋ねしておきたい。

○黒岩警務部長 警務部の黒岩でございます。

配置の話になりましたので、私のほうから一般的なお話をさせていただきたいと思いません。

基本的に、交番というのは、交代員ら複数の者がイメージとして勤務をして、3交代で勤務をしている、勤務が終わりましたら、次の日は別の者と交代をするという場所でございます。駐在所というのは、御案内のとおりで、基本的には配置員が1人ないし2人でありまして、そこに住んで、居住をして地域の安全を守るという部分になっているということでございます。

これが、実際上の配置自体は、警察署長が適任者をその中に配置するという形にしておりますけれども、人事の話としては、先ほど委員御指摘のありましたようなことを全て踏まえながら、どういう者が適任であるかということを考えて、その者を警察署へ異動させるような措置をとっているところでございます。

先ほど言いましたように、交番員であれば、当然町中の交番であれば、若い人間が当然必要になりますし、駐在所であれば、またその地域の密着度ということもあります。逆に、本当に地域の皆様からぜひ残留させて

ほしいとか、そういう要望もあつたりするものですから、そういう者を選びながら——駐在の場合は、できるだけ家族同伴でというか、奥さん同伴で行ける人を選ぶというものもありますので、その部分で若干、委員の言われるよりも若い人間が、やはり奥さんも一緒に行けるという形で、行ってからそこに密着するという形で努力をしてもらうという部分の配置もございますけれども、希望を募ってみたりとか、駐在所員になりたいという人の希望を募ってみたりとか、いろんなことをしながら、地域の皆様の要望を踏まえて配置をしているところでございます。

○山本秀久委員 よくわかりました。ある程度地域性の交番は、ある程度の、3交代だから、地域性のわかった人材を置いていただければ——それは地元の警察署長がやるわけですか。

○黒岩警務部長 具体的に最終的な配置は、署員をどこに配置するかというのは警察署長の権限としてやります。ただ、その前提として、そういう者を異動させるのは我々の作業ですので、それにふさわしい人を送り込むという作業は、こちらで対応しているところでございます。

○山本秀久委員 よくわかりました。できたら、その地域性が大体わかっている人がおってくれるほうがいいんですけども、なかなか来ても地域性もわからぬで、ここはどこですかという人もおるわけですよ。だから、その配置の仕方を適切に判断していただければ。今、交通部長なんかは地元におつていただいたから大体地域性の判断というのはわかっていたらとる点もあると思えますけれども、そういう点で配置の仕方をよく考えていただければありがたいと思っております。

以上、お願いしておきます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○早川英明委員 4ページですけれども、1つ教えてください。

熊本合志警察署の整備事業費が、来年度5億1,000万余出ていますが、実際これ、予定でしょうけれども、総工費が幾らぐらいかかったのか、そのうちの用地費が大体どのくらいなのか、建設費はどのくらいなのか、ちょっとわかっとなら、今後のことがございましょうけれども、教えてください。

○牧野会計課長 26年度の事業内容の内訳でございませう。

総額は、トータルで24億9,882万5,000円と。平成26年度の内訳は、建設の用地購入費で3億8,000万円余り、移転補償費で8,600万円余り、建物の建設のための基本設計で約2,800万円、測量費とか、鑑定委託費等で1,250万、あと、地質調査費等、それから事務費等がございませうけれども、これで800万円ぐらいの予定と。

年度別の執行予定では、26年度に先ほど申しました金額、27年度につきましては、用地造成と詳細設計で、見込みとして、あくまでも見込みなんですけれども、1億9,800万円余り、平成28年度は、庁舎もいよいよ本格的な建設が始まりまして1億7,800万円余り、平成29年度が、庁舎建設でございまして、これも大体16億円余りということで見込みを立てております。

○早川英明委員 いいです。ありがとうございました。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

○荒木章博委員 幾つかちょっとお尋ねした

いんですけれども、まず、8ページの7番に少年非行防止活動の推進ということで予算計上されておまして、これ、各小学校とか、中学校、そういうところに警察官及び女性警察官、そういう人たちが出ていって、いろんな講演する活動、子供たちのいろんな指導とか、学校の先生たちができないいろんな問題について。その予算は、ここの中からということでございますかね。

○浦次生活安全部長 総括的に入っております。

○荒木章博委員 例えば、小中学校の義務教育の課程あたりで、どのくらいぐらいそういう学校から要請を受けて、年間どのくらいぐらい講演活動とか、例えば活動をやっておられるのか、例えば――まずそれをちょっとお尋ねします。

○浦次生活安全部長 生安部長です。

先生お尋ねの件は、私たち防犯教室ということでやっていますけれども、警察官には、スクールサポーターが学校を訪問しまして、子供や教職員を対象として全般的な防犯活動やるわけですけれども、主に目的によって分けておりますけれども、25年中の開催状況でございますが、おおむね750回ほど実施をして、小学校、中学校、ちょっと分別する必要がありますけれども、足して、その程度ということでございます。

○荒木章博委員 非常にこれ、評判がいいんですね。小中学生が怖いイメージの警察官のおじちゃんとかお姉様が、優しくいろんな交通ルールのあり方とかやる。そしてまた、腹話術なんかユーモアの中に、そしてまた、この前、警察音楽隊、委員長、副委員長は欠席だったですけれども、それで、そういう腹話術とか、そういうあたりも非常に評判

がいいんですが、ああいうのは、手当とかそういうのは出されているんですかね。

○浦次生活安全部長 これ、生安部だけに絡む話じゃありませんので……。

○荒木章博委員 安全協会でしょう。

○浦次生活安全部長 生安部関係は、手当は関係ありません。

○荒木章博委員 関係ないというとは、出てない、わからないということですか。

○浦次生活安全部長 通常の勤務の範囲内で出ているということです。

○荒木章博委員 勤務の範囲内でやるということですね。非常にこれについては、学校関係者の人たちが非常に教育の中の一環として、750回というかなりの回数の中で、通常業務の中の合間を縫ってやられているようですけれども、そういったこともまた積極的に、今後も、かなりの回数でありますけれども、やっぱり派遣をしていただいて、安全協会との問題もあるかもしれませんけれども、積極的に対応をお願いしたいと思います。

委員長、引き続きいていいですか。

それと、振り込め詐欺の防止については、議会でも質問したり、本部長初め担当の方で100台設置するというので先般委員会でも報告がありました。私も本当に心からお礼を申し上げたいと。警視庁に次ぐ、早目の、全国でも取り組みの一つだったというふうに思います。

そういった中で、この貸し出しの方法、あり方、どんなふうな告知をされるのか、そこあたり、非常に被害を未然に防止するためにも、個人の思いもあるでしょうから、ちょっとそういう相談とか、いろんな、どういう場

所でこういうことを報告していかれるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○浦次生活安全部長 まず、100台確保できた場合は、署の規模に応じまして、署に配分します。いわゆる取りつける箇所でございますけれども、主に高齢者宅を中心としまして、広報しますので、希望者が出るかと思いますが、希望者を優先的に配布すると。それから、過去に被害に遭われた方、それから押収名簿と私たち呼んでおりますけれども、いわゆる搜索等で被害者になりやすいような名簿の押収がございます。それに搭載された方もありますので、そういう方を中心に設置したいというふうに思っております。

○荒木章博委員 せっかくこういうすばらしい予算初め取り組みをされるわけですから、積極的な、高齢者とか、公募とか、やり方にも100台フルに活用していただきたいなど、そういうふうに希望します。

引き続き、9ページの5番ですけれども、この前も私は、最後の委員会ですので、海外語学研修ということで、例えば、世界大会が来年が一発目始まって、その後、続けてラグビーやオリンピックや、ということで、そして、パラリンピックや、ということで、立て続けに開催をされて、外国人のいろんな熊本への旅行とか、キャンプとかも含めてたくさん出てくるやに思うんですね。そういう語学の活用の仕方というか、かなりやっぱりアジアとか、例えばアメリカ、欧州、そこあたりとのかみ合いは、この人数で足りるのか、もちろん足りるからこの人数の予算でしょうけれども、こういったことは、本庁の財政課と相談されて、削減されたのか、それとも希望どおりにいつているのか、そこをちょっとお尋ねをしたい。

○浦田刑事部長 それではまず、語学研修と

ということからお答えしたいというふうに思います。

語学研修、いわゆる外国の地を見ることによって国際的な感覚を養うとか、あるいは犯罪が国際化、グローバル化しておりますので、その外国語のできる捜査員を養成する等々の目的もありまして、語学研修というのも県費でもやっているというところでございます。

ちなみに、今回は、先ほど会計課長のほうから説明がありましたように、警察官1人を台湾の中国文化大学の中国語講座に1年間派遣、それから、新たにことしは、本県と友好都市でありますアメリカのモンタナ州の州立大学の英語研究所とも、この執行機関に、警察職員2人、3週間ほど派遣しまして、英語の勉強とアメリカにおける捜査のやり方等々を勉強させるというふうなことにしております。

語学が必要なのは、現在、前々からもあるんですけれども、やっぱり犯人を捕まえても、語学ができないと取り調べもできないというふうなことで、部内通訳ということで、これは前々から養成しているところございまして、現在、重要言語につきまして、106人の警察官、通訳ができるという捜査官を育成しているというところで、これは県でやっている事業でございます。

○荒木章博委員 106人、そういう対応ができるということと、今、1つ最後に私が質問した中で、予算要望の中で、外国人対策についての語学の予算というのは、今のこの現状で要望どおりいっているのかだけちょっとお尋ねしたい、最後。

○浦田刑事部長 現在、106人一遍に使えるわけではありませんけれども、事案の概要によって、例えば、多数の関係者が出た場合、例えば、韓国人の団体旅行のバスが衝突しま

して、多くの人を調べないかぬというふうなところがありましたけれども、そういうとき、部外の通訳の方もお願いしているところがありますので、部外通訳人といいますけれども、これも、大体30言語で現在199人登録をしているところでございます。したがって、足りないときは、緊急にはなかなかできませんけれども、そういう方の協力も得ながら通訳をやっているというところでございます。

以上です。

○荒木章博委員 わかりました。

次に、10ページ、11ページですけれども、この暴走族の総合対策の推進ということで予算計上されておりますけれども、今、暴走族の現状、どういうふうな状況か、ちょっとお尋ねしたい。

それともう一つは、暴力団の総合対策推進、先ほど、暴対法の取り組みとか、今組織の木村さんから話が少しあって、28条、29条の調査、勧告、公表ということで話がありましたけれども、ここあたりの今の熊本県における現状というのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○木庭交通部長 まず、第1点の暴走族の現状等についてでございますけれども、暴走族の活動、以前に比べますと、現在のところ鎮静化の傾向にあるということで、例えば、暴走族に関する110番通報というのがありますけれども、この件数を見ても、去年が1年間で159件と、5年前が1,083件ということですので、5年前に比べまして7分の1まで暴走族関連の県民の方からの110番通報も減少していると。その分、やっぱり鎮静化の傾向にあるということというふうに認識しております。

しかしながら、やはり依然としまして、熊本市内を中心としまして、小集団によるいわ

ゆるゲリラ型の爆音暴走、これがやはり散発的に行われているということでもありますので、引き続き取り締まりの強化、あるいは暴走族加入阻止教室の開催等を行いまして、暴走族の根絶に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○浦田刑事部長 それでは、暴力団の最近の状況ということでございましたので、簡単に御報告申し上げます。

県内の暴力団情勢というのは、昨年末現在でございますけれども、警察としては、29組織の約850人、これを暴力団構成員等ということで把握をいたしております。この中を見ても、山口組系と道仁会系、これがこの全部の約8割を占めるということで、県下におきましては、この山口組系と道仁会系が二極化の状態にあるというふうな状況にございます。

加えまして、道仁会といわゆる浪川睦会、これにつきましては、対立抗争、今回また指定をするわけですけれども、また、その後の対立抗争の不安があるというふうなこと、あるいは、北九州市では、また工藤会が盛んな活動しておりますから、それが県内に及んでくる影響も懸念しているということで、予断を許さない状況にあるというふうには認識いたしております。

したがいまして、警察としては、どうやるかということですが、これ、ごらんになったと思いますけれども、「安全・安心くまもと」実現計画2014というのが組み立て、これに基づいてまた新年度やるわけですが、これの中に、第6に、暴力団の排除と組織犯罪の取り締まりの徹底ということをやりたいまして、大きな項目、重点推進項目を柱として取り組むということにしております。

具体的には、まず、警察が暴力団組織その

ものに対する取り締まりということで、暴力団関係者幹部のあらゆる違反、犯罪を法令を適用しまして検挙すると、これを組織的に壊滅に追い込むというのが、これ、一番ですけれども、このほかにも、民間団体の方の協力、あるいは暴迫推進センターの協力もいただきながら、暴力団を追放する、利用しないと、意識啓発、そういうことを進めていくと。あるいは、繁華街には、先ほどありましたように、暴力団立ち入り禁止の標章、これを張って暴力団を繁華街から締め出すというふうなことをやっております。

今後とも、警察の取り締まりと、そういう民間団体、あるいは民間の方の協力を得ながら、あわせてこれを追放、壊滅に向けていきたいというふうに考えております。

○荒木章博委員 暴力団のこの全国的な傾向ですけれども、特に北九州を含めて、やっぱり民間の協力というのが一番問われている問題だと思いますし、札の、各中心市街地に行きますと、お店の前に、暴力団は入場できないような、あれも非常に効力を示しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、部長の、もう勇退されるわけですが、部長の答弁でも、引き続き、かつ予断なくというお言葉もいただきましたので、今後推進をしていただきたいと思います。

それと、暴走族については、今部長から答弁もありましたけれども、非常に今、私たちに寄せられる件数もほとんどなくなってきているということですね。これも長年は、凶器準備集合罪ですか、棒を持ってバイクの後ろに乗って、ああいうのを条例をつくられたり、私もちょうど当時の本部長に質問したこともありまして、本部長みずから現地で視察をされたりとかいうこともありまして、当時はもう大変な状況でした。しかし、聞きますとおりに、やっぱりかなりの159、1,000

が159まで減ったと、7分の1という、非常にそういうふうに思っておりますので、これも、やっぱり民間、団体、地域を含めて県警とのこの取り組みというのが功を奏している状況ではないかなというふうに思いますので、心からお礼を申し上げながら、これについては、また今後も引き続き警戒をお願いしたいと思います。

最後に――委員長いですか。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○荒木章博委員 可視化について、9ページの4番の刑事警察運営費の中で、可視化、録音・録画装置整備というふうに入っていますが、今どのくらいの――先ほど台数は少し話がありましたけれども、どのくらいの可視化についての捜査の状況は、やっぱり警視庁ですか、検察庁ですか、そういうのと含めて、熊本県の取り組みというのはどのくらいまでやられるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○浦田刑事部長 取り調べの可視化と申すのは、御案内のように、志布志事件ですか、あるいは足利事件、そういうようなので無罪事件とか誤認逮捕したというのがあります、何とかせにやいかぬというのがあります、司法制度改革、これも進んでまいりまして、そのうちの中でも裁判員裁判制度というのも始められましたけれども、これに関連するといいますか、これに伴う形で始められたのが録音、録画というところでございます。

警察としては、やっぱり被疑者を検挙して送致するときにつきまして、やっぱり被疑者の供述というのが、客観的証拠も必要ですけども、何よりも大変重要だというふうなところがあります。そこで、被疑者の真実の供述を得るといのが大事なんですけども、

なかなかその中で、例えば誘導されたとか、強制されたとか、あるいは無実の人を調べてしまったというのがありましたので、こういうのが導入されたわけでございます。

それで、被疑者の供述の任意性を効果的、効率的に証明するためにどのような方法が有効なのかということを検討するために、21年の4月から、全国の警察で、裁判員裁判の対象事件などに関しまして、一部録音、録画がスタートしたというところでございます。

本県警察におきましても、これまで、25年の12月末現在、92事件につきまして、113回の録音、録画を実施したというところでございます。

○荒木章博委員 私も選挙は8回経験しておりますし、また、代議士の秘書時代も5回ぐらい経験しておりますし、私の父のときも1回しております。その中で、3回は市議選、最後の5回は県議選ということで、4回連続取り調べを受けるわけですね。そうすると、朝6時半ごろから車で迎いに行かれて、3台ぐらいで乗せていって、各署で調べられる。そして、かなりやっぱり厳しい言葉を言われる。荒木は金持とるだろう、あいつはろくなやつじゃなかぞとか、そういう状況下の中で厳しい取り調べを受けて、警察で、通称言う警視の先輩たちに聞くと、生首と言うて、志布志事件もあっているようですけれども、そうすると、私たちも1年後改選して選挙ですけれども、出陣式なんか行くと、警察官の人が3カ所3人ぐらいいつも中に入って、たまにはこそっと写真撮ったりしよらすわけだ。そうすると、私は出陣式は5カ所しますから、5カ所ともおられるわけですね。そうすると、やっぱり4回取り調べを受けて、もうその後援会は、朝、もう今言ったように朝早くからいろいろするので、2日間、3日間調べられるもんですから、家族の人が泣いてくるわけですよ。なんばしなはったですか

て言うて。そうすると、もう後援会も正直言うて解散状況なんですよ、そこの。重要な4カ所がもう全部解散せにやいかぬ。私たちも、公職選挙法にのっかって選挙戦やっていますけれども、やっぱり生引きをされると、逮捕じゃないですけれども、取り調べをしましてからどぎゃんせ、こがんか、4カ所ともゼロなんですよ。何もないわけだ。そうすると、今からだったら、出陣式なんかやったりすると、個人演説会すると、警察の人が来ると、あすけ来とらすばいた、またて言うてですね、もうみんなが騒ぎ出すわけですよ。

だから、もう少しやっぱり志布志の事件もあるし、よほどのある程度の証拠とか、ある程度の、ただの情報だけです、大体私は派手ですから、がんがんやるほうですから、もう注目して、前の先輩方がさるっとかもしれぬけれども、それは何かの目的があって調べられる。だから、功を焦っても、やっぱり各署対抗じゃないんですけれども、何か上げな、何か上げなと。だから、いろんな3区であったような事件については、当然これ、事件なら事件になるわけですから、やっぱり生首とって捕まえて、そして食事しよっと、横に来て、後ろでみんな食べよらすわけですよ。みんなわかっとなるわけですよ。だから、みんなもう何か収縮、もう公職選挙法できちんとして私たちは法令を受けてやっているのに緊張しているんですよ、全てが。

だから、1年後ですから、私もこの委員会は最後ですから、この委員会はずね。来期になったらまたお世話になるかもしれませんが、やっぱりきちんとしたものであるならば、ちゃんとした——引っ張っていいんだけど、やっぱりそのとき聞いて、あとは、4回とも何もなかった、ですね。それじゃあ、私たち政治家として、やっぱりお互い、警察官は犯罪について取り組む、政治家は県民のためによくしよう——私

ももう60ですから、もう退職ですよ、普通は。もう最後の期にかかったから、警察官の方々も、やっぱり生引きということじゃなくて、もったきちんとした情報のもとで、違反の取り組み方——出陣式でも、もう3～4人たむろして、もうすぐわかるわけですよ、みんながまた来とる、また来とるて言うてですね。1回やられると、みんなが。だから、また写真撮られはせんどかとかですね、公正な選挙ができない部分も出てきているんですよ。

だから、その点はまた、本部長もおられぬかもしれぬけれども、ぜひ、これはもう答えは要りません。要望としてお願いしたいと思えます。（発言する者あり）いや、答えよじゃないんですよ。これはきちんとしたデータを持って私は言っているわけで、そのデータを公表する気持ちはありません。だから、言っていること、言われること、そういう個人の人格を失するようなことを発言されるのはいけないというふうなことで、ぜひ要望して終わります。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

なければ、これで質疑を終了します。

それでは、続きまして、教育委員会から説明をお願いいたします。

まず初めに、田崎教育長、お願いいたします。

○田崎教育長 議案の説明に先立ちまして、委員の皆様並びに県民の皆様におわびを申し上げます。

3月の定例教育委員会におきまして、飲酒運転事案について、2件3人の懲戒処分を行いました。飲酒運転は絶対に許されない行為であり、みずから防ぐことができる行為であることをこれまで強く訴えてまいりました。その防止についても、繰り返し厳しく指導し

てきたところでございますが、その趣旨が教職員に十分理解されていなかったことは極めて残念であり、大変申しわけなく思っております。

今後、教育行政への信頼回復のため、いま一度飲酒運転は絶対に許されないということの徹底を図りまして、市町村教育委員会、学校及び教職員等一丸となって、不祥事の根絶に対処してまいります。

高野委員長を初め委員の皆様方におかれましては、この1年間、教育行政全般にわたりまして熱心に御審議、御指導、御助言をいただき、まことにありがとうございました。今後とも引き続き御支援賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、今回提案しております教育委員会関係の議案の概要につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。

まず、平成26年度当初予算につきまして、第41号議案平成26年度熊本県一般会計予算、第45号議案平成26年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算、第48号議案平成26年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算におきまして、総額1,576億6,622万円余をお願いいたしております。

主な取り組みといたしましては、小中学校の特別支援学級に県独自で教員を配置する新たな取り組みを行うほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充など、いじめ・不登校対策関係事業費として1億6,100万円余、重度重複障害のある児童生徒の適切な学習環境を確保するため、平成26年度開校予定の熊本かがやきの森支援学校の施設、備品の整備費として18億600万円余、将来政治や経済、法律等の分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図るためのスーパーグローバルハイスクール推進事業費として3,100万円余、また、みずから授業を担当しながら、教育指導に関する指導、助言を行うスーパーティーチ

ャーを導入し、教員全体の指導力向上を目指すための予算を計上しております。さらに、2020年の東京オリンピックに向けて、県内選手の育成、強化を図るための事業費として3,000万円を計上いたしております。

次に、債務負担行為の設定でございます。県立学校の老朽化対策、耐震化のための改築工事や事務機器等の賃借、美術品の修復に係る委託料について計上いたしております。

次に、条例等議案につきましては、お手元の第10回教育警察常任委員会付託議案等目録に記載のとおり、第87号議案の熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを初め、第88号議案から第91号議案までが条例の制定について、また、第96号議案は、第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの策定について提案をいたしております。最後に、第100号議案は、育英資金貸与金債権について、地方自治法の規定により、権利の放棄について提案するものでございます。

また、その他報告事項として、まず、計画関係では、1月の教育警察常任委員会で最終案の報告を行い、2月に策定いたしました熊本県子どもの読書活動推進計画(第三次)及び熊本県スポーツ推進計画について、次に、熊本県2020東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致等推進本部、仮称でございますが、の設置について報告を予定いたしております。

以上が今議会に提案申し上げております議案等の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○能登教育政策課長 御説明に入らせていただく前に、教育警察常任委員会資料に誤りがございましたので、おわびと訂正を申し上げます。

誤りがございますのは、お手元の説明資料、平成26年度当初予算等教育委員会の1ページ、当初予算総括表でございます。

別途お手元に訂正分を配付させていただいておりますとおり、本来地方債の欄に記載すべき金額をその他の欄に記載していたものでございます。おわび申し上げますとともに、訂正方よろしくお願い申し上げます。

それでは、教育委員会所管の平成26年度当初予算の総括説明を申し上げます。

説明資料の1ページでございます。

まず、一般会計でございますが、予算を計上いたしました事業は、各課に係る事業でございます。一般会計合計1,560億1,362万7,000円でございます。これに高等学校実習資金と育英資金等貸与の特別会計を含めまして、教育委員会合計1,576億6,622万8,000円を計上しております。

以後は、関係課から、資料に基づき、御説明させていただきます。

まず、教育政策課から御説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

上段の教育委員会費でございます。1,154万7,000円をお願いしております。これは、右側説明欄に記載しておりますとおり、教育委員5人の報酬及び教育委員会の運営費でございます。

下段の事務局費でございますが、3億1,012万6,000円をお願いしております。主なものとして、右側説明欄1の(1)の熊本県教育情報化推進事業につきましては、県立学校のパソコン等のリースなど、学校における教育の情報化の推進に要する経費でございます。未来の学校創造プロジェクトといたしまして、タブレットパソコンやデジタル教科書など、ICTを活用した指導や学習方法の検討も進めてまいります。

(2)の学校改革プロジェクト推進事業は、教職員が子供と向き合う時間を確保し、学校のさまざまな課題解決を図るため、校務改革

と授業改革の2つを柱とした学校改革に取り組むモデル校の支援に要する経費でございます。

(3)の教育振興基本計画推進事業でございますが、第2期となります教育振興基本計画の周知及び推進に要する経費でございます。

(4)の県立学校校務情報化推進事業は、県立学校で使用する校務用のパソコン等のリースに要する経費でございます。

なお、事務局費につきましては、本年度と比較しまして約7,800万円の大幅増となっておりますが、これは、(4)の県立学校校務情報化推進事業で、これまで備品として整備いたしましたおりましたパソコンが耐用年数を経過したため、リースに切りかえることに伴いまして、パソコンのリース費用等を増加したことによるものでございます。

3ページをお願いいたします。

上段の教職員人事費でございますが、2億4,897万6,000円をお願いしております。主なものとして、右側説明欄1の(1)の教職員住宅建設償還金及び財産処分費でございます。平成13年度までに建設いたしました教職員住宅の公立学校共済組合への償還金及び廃止住宅の処分に要する経費や3に記載の教職員の福利厚生事業に要する経費でございます。

下段の教育センター費でございますが、8,045万1,000円をお願いしております。主なものとして、右側説明欄1の(1)の管理運営費は、教育センターの維持管理及び運営に関する経費や3に記載の教職員の研修に要する経費等でございます。

4ページをお願いいたします。

恩給及び退職年金費でございます。1億9,284万3,000円をお願いしております。昭和37年11月30日以前に退職した教育職員に対し恩給として、その遺族に対しましては扶助料として支給しているものでございます。

以上、総額8億4,394万3,000円を計上して

おります。

続きまして、資料の46ページをお願いいたします。

議案第96号第2期くまもと「夢への架け橋」教育プランの策定につきましてでございます。

この教育プランの策定につきましては、1月の常任委員会で経過報告をさせていただき、その後、内容に大きな変更はございませんので、簡潔に説明させていただきます。

1の目的にありますように、現在の計画が今年度で期間満了となるため、今後の取り組みの方向性を示す新しい計画を策定するものでございます。

2の概要でございますが、この計画は、教育基本法に基づき県が策定する計画で、計画期間は、平成26年度から30年度までの5年間としております。

計画の内容につきましては、47ページをお願いいたします。

郷土に誇りを持ち、夢の実現を目指す熊本の人づくりを基本理念といたしまして、4つの目指す姿を示しております。本計画のポイントとなるものと考えております。この基本理念や目指す姿を実現するため、今後5年間で重点的に取り組む夢を叶えるミッションや取り組みの基本的方向性を示しております。この部分につきましては、後ほど概要版で説明させていただきます。

続いて、3の策定に当たりましては、関係課25課の幹事会による検討や外部有識者等で構成する検討委員会での意見聴取を行いながら進めてまいりました。

48ページをお願いいたします。

(4)のパブリックコメントでは、多くの県民の皆様から、フッ化物洗口や特別支援教育に関するものなど、多くの意見をいただき、計画策定の参考とさせていただきます。

4の策定までの流れにつきましては、今年度におきます主な検討状況について記載して

おります。

資料の49ページ及び50ページに概要版をつけてございます。

49ページには、ただいま説明いたしました策定の趣旨と基本理念について記載しております。50ページには、この計画の重要なポイントである夢を叶えるミッションと施策体系として、11の基本的方向性を記載しております。

夢を叶えるミッションは、ボリュームのある計画の中でメリハリをつけるという意味で、夢をキーワードとして、夢を育む、夢を広げる、夢を支えるの3つの観点から、11の重点取り組みを掲げております。例えば、家庭教育支援にしっかり取り組みます、あるいははじめのない学校をつくりますといった具体的なメッセージとその到達度をはかる目標を設定しております。

これらについて優先的に取り組み、夢をかなえる教育を推進してまいりたいと考えております。

なお、計画の内容につきましては、別冊としてお配りしております資料のとおりでございます。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

各事業の説明に入ります前に、資料の中で共通しております項目について御説明を申し上げます。

資料右側の説明欄に職員給与費と記載してあるものがございますが、これは、職員の給与につきまして、所要の見込み額を計上したものでございます。この職員給与費の算定方法でございますが、現在の職員に係る給与費から定年等の退職者分を除きまして、新規採

用者の見込み額を加えたものでございます。したがって、この点につきましては、学校人事課、社会教育課、文化課、施設課、体育保健課からの詳細な説明は割愛させていただきます。

それでは、学校人事課の当初予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、上段の事務局費でございますが、15億2,799万円をお願いしております。教育委員会事務局職員の給与費及び退職手当を計上いたしております。なお、本年度と比較しまして、約5,000万円の減となっておりますが、これは、退職手当の支給対象者が2人減となったことなどによるものでございます。

下段の教職員人事費でございますが、144億809万8,000円をお願いしております。主なものとしまして、1の教職員の退職手当や2の児童手当のほか、3の管理運営費としまして、(3)障がい者就労支援事業や(5)教育サポート事業、それから、次の6ページになりますけれども、平成26年度新規事業であります(6)公立高等学校授業料徴収等事業や(7)教員の指導力向上事業を計上いたしているところでございます。

5ページに戻らせていただきますけれども、(3)の障がい者就労支援事業につきましては、県立学校におきまして、障害者を雇用し、就労に必要な能力などの習得を図り、就労につなげるものでございます。この事業により、教育委員会の障害者雇用率の向上にもつながっているところでございます。

(5)の教育サポート事業につきましては、小中学校及び特別支援学校におきまして、教員が子供と向き合う時間を拡充するため、退職教員などの人材を活用したサポーター配置に要する経費でございます。

次の6ページの新規事業でございます(6)の公立高等学校授業料徴収等事業につきましては、公立高等学校授業料無償化見直しによりまして、所得制限が導入されることに伴う

授業料の徴収及び就学支援金の支給に要する経費でございます。

同じく新規事業の(7)の教員の指導力向上事業は、スーパーティーチャー、指導教諭導入に伴う代替非常勤講師の配置などに要する経費でございます。なお、本年度と比較しまして、約30億円の増となっておりますが、これは、退職手当につきまして、前年度より100人程度定年退職者の増加が見込まれることから、また、公立高等学校就学支援金の計上等によるものでございます。

次に、6ページの中段の教職員費は、小学校分として585億7,051万6,000円を、下段の教職員費は、中学校分としまして335億8,290万4,000円をお願いしております。小学校、中学校、いずれも教職員の給与費及び旅費を計上いたしております。給与費につきましては、特別支援学級の中でも特に指導が困難な学級を有する学校について、県独自に教員を配置する新たな取り組みに係る経費を含んでおります。なお、いずれも本年度と比較して減となっておりますが、これは、学校の統廃合や学級減の減少等に伴う教職員数の減、それから公立学校共済年金の追加費用、これは、昭和37年12月に恩給制度から社会保険制度に切りかえられたことに伴う恩給期間分の県負担分でございますが、この追加費用の負担率が減となったことなどによる給与費の減によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

上段の教育振興費でございますが、県立中学校の運営費といたしまして2,422万9,000円をお願いしております。これは、これまで所管しておりました高校教育課から県立学校運営費を持つ学校人事課に移管されたものでございます。

2段目の高等学校総務費でございますが、254億3,817万8,000円をお願いしております。主なものとしましては、高等学校の教職員の給与費でございます。本年度と比較しま

して減額となっておりますのは、学校の再編整備等に伴う教職員数の減、また、共済年金の追加費用の負担率が減となったことなどによるものでございます。

3段目から5段目の全日制高等学校管理費、定時制高等学校管理費、通信教育費でございますが、いずれも高等学校の運営費及び教職員の旅費を計上しております。

全日制高等学校管理費といたしまして15億6,464万5,000円、定時制高等学校管理費として2,631万3,000円、通信教育費としまして602万5,000円をお願いしております。

8ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますけれども、90億3,955万2,000円をお願いしております。特別支援学校の教職員の給与費、学校運営費及び就学奨励費を計上いたしております。今年度と比較して増額となっておりますのは、新校設置などに伴い、教職員数が増となることによる給与費の増などによるものでございます。

以上、総額1,441億8,845万円を計上いたしております。

続きまして、説明資料の32ページをお願い申し上げます。

第87号議案といたしまして、熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案をいたしております。

これは、国が公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正し、これまで無償でありました公立高校の授業料に所得制限を設け、所得制限未満の生徒に対しては就学支援金を支給することとしたため、これに合わせまして、県立高等学校の授業料の徴収に係る規定を整備するものでございます。

2の改正の内容でございますが、(1)は、定時制及び通信制の課程の授業料を国の就学支援金の額と同額に改定するものでござい

ます。なお、全日制と専攻科の授業料は、就学支援金と同額、月9,900円となっております。

(2)は、定時制課程の授業料の納付期限を、これまで申し込み時に一括または2分割としていたものを、全日制課程と同じ月払いに変更するものでございます。

(3)は、就学支援金を申請した生徒につきましては、その審査期間中の授業料の納付を猶予するための規定を新設するものでございます。

(4)は、就学支援金の支給対象となった生徒に係る授業料債権と就学支援金を相殺するための規定を新設するものでございます。

この(3)と(4)の規定を新設することによりまして、就学支援金の支給対象となった生徒につきましては、実質的に授業料の納付が不要となるものでございます。

あわせまして、その他文言の整理を行うこととしております。

また、施行期日につきましては、平成26年4月1日からとしております。

なお、(6)のとおり、条例の施行期日前から在学する生徒に係る授業料につきましては、引き続き徴収しないことといたしております。

35ページをお願いいたします。

第88号議案といたしまして、指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案をいたしております。

指導教諭とは、学校における組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成19年の学校教育法の改正によりまして、副校長、主幹教諭とともに学校に置くことができるとされました新たな職でございます。本県では、この指導教諭を平成26年度からスーパーティーチャーの名称で設置をいたします。

スーパーティーチャーの職務内容は、学校の教員としてみずから授業を行うとともに、自校及び隣校の教員に対しまして、教育指

導の改善、充実に必要な指導、助言を行うものでございます。

スーパーティーチャーの設置に伴い、熊本県立学校職員の給与に関する条例など、3つの給与関係の条例の規定を整備する必要があるため、本県条例を制定するものでございます。

主な内容といたしましては、各条例の適用を受けます職員の定義規定及び各種手当の支給対象に指導教諭を加えることとしております。

あわせて、その他文言の整理を行うこととしております。

なお、施行期日につきましては、平成26年4月1日からといたしております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

社会教育総務費でございますが、9億1,124万4,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。主な事業について御説明いたします。

2の地域・家庭教育力活性化推進事業費のうち、(1)の「親の学び」推進事業は、保護者の相談機会の充実や系統的な学習プログラムの普及啓発などに要する経費でございます。

(2)の子どもの読書活動推進支援事業は、子供の夢を育むための読書活動の支援に要する経費でございます。

(4)の学校・家庭・地域連携推進事業は、学校、家庭、地域のボランティア団体や専門機関を結ぶコーディネーターの養成などを行う市町村に対して助成を行うものでございます。

(6)の地域の寺小屋推進事業は、開かれた

学校づくりを推進し、地域の力を活用する仕組みである地域の寺小屋を全県下に広めるため、その立ち上げ支援や学習支援などを行うボランティアの活用支援に要する経費でございます。

(7)の「熊本の心」活用推進事業は、道徳教育用郷土資料である「熊本の心」を活用し、郷土愛、道徳心を高め、県民の豊かな人間性や社会教育の場を通じた子供たちの社会人としての基礎的な資質の育成に要する経費でございます。

10ページをお願いいたします。

社会教育諸費のうち、(4)の県生涯学習推進センター運営事業は、くまもと県民交流館パレアの中に設置しております生涯学習推進センターが実施する県民カレッジや生涯学習フェスティバルの開催などに要する経費でございます。

(5)の青少年教育施設管理運営費は、天草青年の家など、県立青少年の家4施設の管理運営の指定管理者への委託に要する経費でございます。

(6)の青少年教育施設耐震改修等事業は、天草青年の家、菊池少年自然の家の耐震性能が不足している建物の耐震改修等工事に要する経費でございます。

なお、この耐震改修等工事は、地域の元気基金を活用して実施することとしております。

(7)の学校図書館デザインサポート事業は、市町村立小中学校及び県立学校の学校図書館の充実などを行う学校図書館デザインサポーターの派遣に要する経費でございます。

(8)のくまもと県民カレッジ家庭教育支援モデル事業は、生涯学習推進センターにおける家庭教育支援のための講座開催などに要する経費でございます。

なお、9ページに戻っていただきたいと思

9ページでございますが、予算額の比較欄

にありますとおり、教育総務費の総額が前年度と比較いたしまして、2億4,633万9,000円の増額となっております。その主な理由といたしましては、青少年教育施設の耐震改修等工事の実施によるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

図書館費でございますが、12億6,681万4,000円をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

2の管理運営費のうち、(1)の管理運営費は、県立図書館の施設設備の維持補修や図書館の購入など、県立図書館の管理運営全般に要する経費でございます。

3、事業費のうち、(1)の主催事業は、童話発表大会、郷土関係出版物展などの県立図書館の主催事業に要する経費でございます。

(3)の公共図書館ビジネス支援高度化事業は、県内公共図書館のビジネス支援体制の強化に向けた市町村立図書館職員を対象とした司書研修及び出前講座開催などに要する経費でございます。

(4)の熊本県立図書館・熊本近代文学館の機能拡充事業は、県立図書館の空調設備などの改修事業や熊本近代文学館の改修に向けた設計に要する経費でございます。このうち県立図書館の改修工事は、地域の元気基金を活用して実施することとしております。

なお、予算の比較欄にありますとおり、図書館費の総額が、前年度と比較いたしまして、8億8,990万3,000円の増額となっておりますが、その主な理由は、県立図書館の空調整備等の改修工事及び熊本近代文学館の改修に向けた設計の実施によるものでございます。

以上、総額21億7,805万8,000円を計上しております。

続きまして、説明資料の38ページをお願いいたします。

第89号議案熊本県社会教育委員条例の制定

について提案しております。

第3次地方分権一括法、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う社会教育法の一部改正に伴いまして、熊本県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるものでございます。

なお、現行の条例、熊本県社会教育委員設置条例は、昭和24年に制定した条例であり、必要な条例上の表現の修正、項目の追加など、改正すべき内容が条例全般に及ぶため、一部の改正ではなく、全部改正としております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小田文化課長 文化課でございます。

説明資料の12ページをお願いします。

文化費7億8,845万7,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

2の文化振興費のうち、主なものは、(1)のふれあい芸術こども劇場事業は、打楽器演奏など、プロの芸術家を招いて子供たちに本物のすぐれた舞台や音楽の体験、鑑賞の機会を提供するための経費でございます。

(2)の高等学校芸術文化振興事業は、熊本県高等学校総合文化祭の開催経費への補助と全国高等学校総合文化祭への参加旅費の補助に要する経費でございます。

(3)の美術館分館管理運営費は、県立美術館分館の管理運営を指定管理者へ委託する経費でございます。

3の文化財調査費のうち、主なものは、(2)の埋蔵文化財発掘調査は、国などの公共事業に伴い県が受託予定の水俣インターチェンジなど、14カ所の埋蔵文化財発掘調査に要する経費でございます。

4の文化財保存管理費のうち、主なものは、(4)装飾古墳館関係経費で、県立装飾古

墳館の管理運営などに要する経費と鞠智城関係経費で、鞠智城跡の管理運営費、公園整備費や国の特別史跡指定に向けた取り組みに要する経費でございます。

なお、文化費全体として前年度より8,600万円余り増額しておりますが、主な理由としましては、機構改革により、これまで施設課で勤務しておりました総務関係職員を文化課内に配置したことと、熊本広域大水害に伴う発掘調査のため増員したことによる職員給の増と、国などから受託予定の埋蔵文化財発掘調査に要する経費が増加したことによるものでございます。

次に、13ページですが、美術館費3億3,120万5,000円をお願いしております。

主なものは、まず、説明欄2の(1)管理運営費は、県立美術館本館の管理運営に要する経費でございます。

4の(1)展覧会事業費は、県立美術館が行う企画展、共催展、巡回展の開催に要する経費でございます。

5の(1)県立美術館本館改修整備事業は、良好な展示、保管環境を確保するため、築37年が経過し老朽化した施設設備の改修を行うものでございます。本年度は、平成27年度に計画しております工事の設計費を計上しております。

6の(1)細川コレクション永青文庫推進事業は、展覧会の開催や永青文庫所蔵の美術品や古文書などの調査研究、修復に要する経費でございます。これまで以上に広報などに努め、県民にすばらしい美術品を鑑賞していただけるよう取り組んでまいります。

7の(1)の永青文庫常設展示振興基金積立金は、美術品の修復などに活用するため、地元企業からの寄附金を基金へ積み立てるものでございます。

以上、総額11億1,966万2,000円を計上しております。

続きまして、説明資料の31ページ、上段を

お願いします。

永青文庫推進事業に係る債務負担行為の設定でございます。

これは、美術品の修復に係る経費で、平成27年度までの2カ年分に要する経費1,510万円の設定をお願いするものでございます。美術品の修復につきましては、永青文庫常設展示振興基金を活用して計画的に修復事業を進めておりますが、今回は、源氏物語図、屏風など、3点の修復を行う計画としております。修復完了後は、細川コレクション永青文庫展示室に展示を行う予定としております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○清原施設課長 施設課でございます。

説明資料の15ページをお願いします。

資料3段目の全日制高等学校管理費でございますが、1億9,074万5,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の県立学校施設維持費につきましては、県立高等学校の維持管理に要する経費でございます。

最下段の学校建設費でございますが、17億9,940万5,000円をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。

主な内容を申し上げますと、1の(2)の校舍新・増改築事業の9億7,695万5,000円につきましては、県立高等学校の老朽・危険施設改築に要する経費で、水俣工業高校特別教室棟等改築、翔陽高校実習棟改築、高森高校校舎改築に要する設計委託料、工事請負費などでございます。また、新規の熊本工業高校実習棟改築事業につきましては、事業実施に向けた検討を行うための環境配慮調査に係る経費でございます。

(4)の県立高等学校施設整備事業の7億7,96万3,000円につきましては、県立高等学校の老朽・危険施設改修に要する経費でござい

ます。

次に、16ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、18億4,622万7,000円をお願いしております。

説明欄をお願いします。

主な内容につきましては、1の(2)の特別支援学校施設整備事業の18億2,586万7,000円は、特別支援学校の新設、老朽・危険施設改修等に要する経費で、平成26年度完成を目指して進めております熊本かがやきの森支援学校施設整備事業等に要する工事請負費などでございます。

なお、この熊本かがやきの森支援学校につきましては、現在土木部施工により工事を進めておりますが、くい工事の変更等による工程のおくれにより、完成時期が7月末から10月末へ変更となる見込みとなっております。

それから、恐れ入りますが、もう一度15ページをお願いいたします。

最下段の学校建設費におきまして、対前年度との比較で、約6億3,000万の減となっております。これは、今16ページで御説明させていただきました熊本かがやきの森支援学校施設整備事業へ重点配分したため、その分、特別支援学校費が対前年度比較では6億3,000万の増となっております。

以上、総額38億4,089万5,000円を計上しております。

続きまして、説明資料の31ページ中段をお願いいたします。

債務負担行為の設定について御説明をいたします。

先ほど当初予算で御説明いたしました高森高校校舎改築工事及び翔陽高校実習棟改築工事につきまして、平成27年度執行予定分を計上しております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上川高校教育課長 説明資料の17ページを

お願いします。

まず、一般会計につきまして、主な事業について御説明いたします。

上段の事務局費でございますが、5,888万8,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県立高等学校等教育整備推進事業は、後期の新設高校開設準備室の運営等に要する経費でございます。

(3)新設高校魅力創造発信事業は新規事業でございます。新設高校の活性化に向けた対策本部の運営、進路開拓及び広報等に要する経費でございます。

下段の教育指導費は、4億987万3,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)通学支援事業は、高等学校再編、統合に伴う通学支援に要する経費でございます。

2の(4)高校生キャリアサポート事業は、高校生の就職のための求人開拓や就職相談を行うキャリアサポーターの設置に要する経費でございます。本事業につきましては、今年度まで国の緊急雇用創出基金を活用しておりますが、平成26年度からは単県事業となっております。

(5)熊本県州立モンタナ大学高校生派遣事業は、グローバル人材の育成に資するための高校生のモンタナ州立大学での英語研修受講等に要する経費でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

右側説明欄、(6)のスーパーグローバルハイスクール、SGH推進事業は新規事業でございます。グローバル人材の育成を図る国のスーパーグローバルハイスクールの指定に係る先進的教育課程の開発や実践等に要する経費でございます。

(7)高校生海外修学旅行促進事業は新規事業でございます。県立高等学校の海外修学旅行促進に向けた研修先や安全面確認等の現

地調査等に要する経費でございます。

4の(2)のスクールソーシャルワーカー配置事業は、県立学校へのスクールソーシャルワーカーの配置に要する経費でございます。

(3)県立中・高等学校スクールカウンセラー活用事業は新規事業でございます、県内51校全ての県立高等学校へのスクールカウンセラー配置に要する経費でございます。

(4)いじめ防止対策関連事業は新規事業でございます、昨年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に沿って、いじめ防止等の対策のための組織の設置等に要する経費でございます。

説明資料19ページをお願いします。

最下段、高等学校費の教育振興費は、3億84万6,000円をお願いしております。

右側説明欄のとおり、3の(1)の定通教育修学奨励費は、高等学校定時制及び通信制課程の生徒への修学奨励資金の貸与に要する経費でございます。

20ページをお願いいたします。

1段目の右側説明欄のとおり、5の(1)奨学のための給付金事業は新規事業でございます、公立学校授業料無償制度の見直しにより生み出された財源により、経済的理由で就学困難な公立高等学校の高校生に対する給付金の支給に要する経費でございます。

6の(1)高等学校産業教育設備整備費は、産業教育の実験実習に必要な設備整備に要する経費でございます。

なお、この教育振興費が前年度比較で1億7,400万円余の増額となっておりますのは、先ほど御説明いたしました奨学のための給付金事業の新規分と高等学校産業教育設備整備費の2,500万円余の増額のためでございます。

2段目の学校建設費は、3億3,907万7,000円をお願いしております。右側説明欄のとおり、高等学校再編、統合に伴う設備整備に要する経費でございます。

最下段の県立高等学校実習資金特別会計繰出金は、3,473万9,000円をお願いしております。右側説明欄のとおり、一般会計から県立高等学校実習資金特別会計の水産高等学校費へ繰り出すものでございます。

以上、一般会計は、11億6,476万6,000円をお願いしております。

続きまして、説明資料の21ページをお願いします。

特別会計が2つございます。

まず、熊本県立高等学校実習資金特別会計でございます。

1段目の農業高等学校費は、1億7,732万8,000円をお願いしております。これは、右側説明欄のとおり、農業関係高等学校12校の実習運営に要する経費等でございます。

2段目の水産高等学校費は、6,807万3,000円をお願いしております。これは、右側説明欄のとおり、水産高等学校における実習船及び実習運営に要する経費でございます。

続きまして、説明資料の22ページをお願いします。

熊本県育英資金等貸与特別会計でございます。

育英資金等貸付金でございますが、14億720万円をお願いしております。

その主なものは、右側説明欄のとおり、1の貸付金で、高校生等に対する奨学金の貸与に要する経費等でございます。

以上、一般会計及び特別会計の総額は28億1,736万7,000円でございます。

続きまして、説明資料の、恐れ入ります、31ページをお願いします。

説明資料31ページの下段でございます。

熊本県育英資金等貸与特別会計の債務負担行為設定について御説明いたします。

事務機器等賃借に係る債務負担行為の設定でございます。これは、熊本県育英資金管理システムで使用するサーバー等のリース料として280万4,000円を計上しております。

続きまして、説明資料の40ページをお願いいたします。

第90号議案として、熊本県いじめ防止対策審議会条例の制定について提案しております。

1の条例制定の趣旨ですが、この審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、県教育委員会の附属機関として設置するもので、県教育委員会や県立学校が行ういじめの防止や早期発見及び未然防止等の取り組みの充実を図り、より実効的なものとするため、専門的知見から御意見を伺うために設置するものでございます。その審議会の組織及び運営について必要な事項を条例で定めることとしております。

2の条例の内容についてですが、(2)審議会の所掌事務については、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止や早期発見等に関する重要事項や県のいじめ防止基本方針等について、審議することといたしております。

(3)の審議会の組織についてですが、審議会は、委員6人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉または教育など、いじめの防止等に関する専門的な知識、経験を有する者のうちから、教育委員会が任命をいたします。

(4)、(5)、(6)は、委員の任期、会長の設置、会議に関する事項について規定しております。

(7)審議会の庶務については、県教育委員会事務局において処理することとしております。

なお、施行日は、平成26年4月1日としております。

続きまして、資料52ページをお願いいたします。

第100号議案として、権利の放棄について提案しております。

これは、育英資金貸与金債権のうち、貸与の相手方と連帯保証人の破産により、今後回

収の見込みがない3件について、地方自治法第96条の規定による権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

放棄する権利は、3件の合計で、未償還元金215万470円、延滞利息37万5,715円とこれに係る訴訟費用等の附帯債権でございます。この3件については、本県は、貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに対して訴えを提起し、返還を命ずる判決など得るなどして、貸与金の回収を行ってまいりましたが、貸与の相手方と連帯保証人に対し、破産法による免責許可決定が確定したため、本県は、貸与金の返還を請求し、その強制的実現を図ることができなくなりました。このことから、今回提案いたしました3件については、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利の放棄の議決をお願いするものでございます。

高校教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○緒方義務教育課長 義務教育課でございます。

説明資料の23ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、2億5,683万6,000円をお願いしております。

主なものについて、右側の説明欄により御説明いたします。

まず、2の学校教育指導費、(2)の道徳教育総合支援事業は、本県独自の道徳教育用郷土資料「熊本の心」の活用を推進するため、推進指定校における研究及び推進教師研修会等を実施するための経費でございます。

(3)の日本一の環境教育「水俣に学ぶ肥後っ子」推進事業は、水俣病について正しい理解を図り、環境教育の充実を推進するために、県内全ての公立小学5年生の水俣訪問学習に対し、その経費の一部を助成する経費でございます。

(4)土曜授業推進事業は新規事業ござい

ます。土曜日を活用した効果的なカリキュラムの開発等に要する経費でございます。

(5)理科教育総合推進事業も新規事業でございます。理科教育に関する指導方法等の改善に係る協議を実施するための経費及び「科学の甲子園ジュニア」の県大会を実施するために要する経費でございます。

続きまして、24ページをお願いします。

3の教員研修費でございますが、(1)から(4)、いずれも教員の指導力や専門性の向上を図るための研修に要する経費でございます。

最後に、4の児童生徒の健全育成費でございますが、(2)のいじめ・不登校対策総合推進事業は、教職員研修の実施やスクールカウンセラー等の配置を行うための経費でございます。

(4)子どもたちの未来を拓く教育環境改善事業は、スクールソーシャルワーカーの配置を行うための経費でございます。

(5)の学級経営等支援員配置事業は新規事業でございます。本事業は、学級崩壊状態にある学級に対して、教職員OBを支援員として派遣し、児童生徒への対応及び担任等への指導、助言を行う経費でございます。

以上、教育指導費は、前年度比較で1,700万円余の減額となっております。

続きまして、説明資料の44ページをお願いします。

第91号議案として、熊本県いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について提案しております。

まず、1の条例制定の趣旨ですが、この協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する施策を総合的に実施し、関係機関及び団体相互の連携を図るため設置するものです。

その協議会の組織等に関し、必要な事項について条例で定めることとしております。

次に、2の条例の内容についてです。

(2)の協議会の組織については、①から⑥のいじめ防止等に関する機関及び団体をもって構成することとしております。

(3)については、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するよう努めるものとしております。

(4)の協議会の庶務については、県教育委員会事務局において処理することとしております。

なお、施行日は、平成26年4月1日としております。

以上でございます。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○高橋特別支援教育課長 特別支援教育課でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

教育指導費でございますが、8,568万1,000円をお願いしております。

主なものについて、右側の説明欄により御説明いたします。

1の(1)特別支援学校キャリアサポート事業でございますが、特別支援学校に3人のキャリアサポーターを配置して、就職支援等を行うものでございます。

(4)ほほえみスクールライフ支援事業でございますが、特別支援学校児童生徒の医療的ケアに要する経費で、来年度は、看護師を7校12人から8校16人へ増員して配置することによる増額でございます。

(6)発達障がい支援事業でございますが、発達障害に対する理解促進に係る経費のほか、新たに高等学校に特別支援教育支援員を5人配置し、指導支援体制の充実を図るものでございます。

(7)特別支援学校施設整備実施計画策定事業は新規事業でございますが、実施計画策定のための検討会に要する経費でございます。

説明資料の26ページをお願いいたします。

特別支援学校費でございますが、2億2,243万円をお願いしております。

説明欄をお願いいたします。

1の(1)特別支援教育環境整備事業でございますが、新たに開設します菊池支援学校高等部山鹿分教室及び松橋支援学校高等部氷川分教室の整備に要する経費でございます。

次に、3の(1)ですが、特別支援学校高等部分教室の運営に要する経費でございます。

(2)の熊本かがやきの森支援学校運営費は新規事業でございます。新校の備品整備及び運営に要する経費でございます。

なお、特別支援教育環境整備事業及び新規事業の熊本かがやきの森支援学校運営費により、前年度から大幅な増額となっております。

以上、一般会計につきまして、3億811万1,000円を計上しております。

特別支援教育課は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○池田人権同和教育課長 人権同和教育課でございます。

説明資料の27ページをお願いいたします。

まず、上段の教育指導費647万3,000円は、課運営費及び人権教育にかかわる教職員の指導力の向上を図るための各種人権教育研修事業と学校教育における人権教育推進に要する経費でございます。

次に、中段の教育振興費2,858万1,000円は、地域改善対策奨学資金の返還に伴う国庫補助相当分の国への償還金及び未収金回収のための非常勤職員の任用等に要する経費でございます。

次に、下段の社会教育総務費1,327万円は、人権教育推進のための資料の作成、人権フェスティバルの運営及び人権教育関係団体への事業費補助、社会教育における人権教育

推進に要する経費でございます。

以上、総額4,832万4,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の28ページをお願いします。

保健体育総務費でございますが、4億8,419万9,000円をお願いしております。

右側の説明欄をごらんください。

2の(1)歯・口の健康づくり推進事業でございますが、これは、フッ化物洗口など、歯、口の健康づくりに向けた市町村支援等に要する経費でございます。

(2)県立学校における健康診断は、県立学校児童生徒及び教職員の健康診断に要する経費、(3)日本スポーツ振興センター事業は、学校管理下で児童生徒に災害が発生した場合の災害共済給付に要する経費、(4)学校医・学校歯科医・薬剤師等の設置は、児童生徒等の健康保持増進のための県立学校における学校医等の設置に要する経費、(5)防災教育推進事業は、防災教育に関する研修会の実施に要する経費でございます。

次に、説明資料の29ページをお願いします。

体育振興費として2億9,366万5,000円をお願いしております。

1、学校体育振興費の(1)適正で魅力ある運動部活動推進事業は、運動部活動及びスポーツ活動の適正化に向けた研修会の実施に要する経費でございます。26年度の新規事業でございます。

(2)学校体育推進事業は、学校体育に係る文部科学省主催の研修会への参加や実技講習会の実施に要する経費、(3)地域スポーツ人材の活用実践支援事業は、地域のスポーツの人材活用による教員の負担軽減や学校体育の充実に要する経費、(4)高等学校体育連盟育

成は、県高校総体開催及び全国大会派遣に対する高等学校体育連盟への助成でございます。

2、社会体育振興費の(1)2020東京オリンピック選手育成事業は、2020東京オリンピックに出場可能性のある県内選手の育成強化に対する助成で、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた県内選手の強化策として立ち上げた新規事業でございます。

(2)九州地区国民体育大会は、本県で開催される国民体育大会九州ブロック大会の開催等に要する経費、(3)子どものスポーツ環境整備支援事業は、子供たちのスポーツへの興味、関心を高め、体力向上を図るため、地域スポーツとトップスポーツが連携して行うスポーツ教室や体験合宿等に要する経費、(4)競技スポーツ振興事業は、競技力向上への取り組み等に対する競技団体等への助成、(5)国民体育大会は、国民体育大会への県選手団の派遣等に要する経費でございます。

なお、体育振興費の昨年度からの5,531万6,000円の増額につきましては、新規事業の2020東京オリンピック選手育成事業と単年度事業の国民体育大会九州ブロック大会の本県開催費によるものです。

続きまして、説明資料の30ページをお願いします。

体育施設費として12億8,671万8,000円をお願いしております。

1、県営体育施設管理費でございますが、藤崎台県営野球場初め県営体育施設6施設の指定管理者への管理委託等に要する経費でございます。

2、県営体育施設整備費でございますが、主な事業は、(1)県営体育施設整備事業でございますが、県営体育施設の計画的な改修等に要する経費でございます。

(2)県立総合体育館改修整備事業は、県立総合体育館の座席等の改修に要する経費でございます。

なお、昨年度からの4億7,640万1,000円の増額につきましては、県営体育施設6施設の指定管理者への管理委託料の消費税増税分と県立総合体育館の座席改修によるものです。

以上、総額20億6,458万2,000円を計上しております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で付託議案に関する教育委員会の説明が終了しました。

ここで暫時休憩に入り、教育委員会への質疑は、午後から受けたいと思います。

再開は、午後1時30分からいたします。

午後0時28分休憩

午後1時30分開議

○高野洋介委員長 それでは、再開いたします。

教育委員会の説明に対する質疑を受けたいと思いますが、質問される方、答弁される方、可能な限り簡潔によりしくお願いしたいと思います。

それでは、質疑はありませんか。

○鎌田聡委員 記載がないので、ちょっとわかりませんが、消費増税にかかわる部分で、修学旅行の関係で、修学旅行の経費あたりも消費増税で上がってくるとは思いますけれども、それが上がることによって、所得が非常に低い方々の就学援助が、この修学旅行の額が上がれば、その分、就学援助というのは何か決められた額、修学旅行の額が上がらなければその就学援助の額も上がらないと聞きますけれども、何か聞くところによりますと、その消費増税を見込んでない予算になっているというふうな話を聞いておまして、だから、そこが上がらなければ、就学援助とか、あと、支援学校には何か支援奨励金というのも出ているというふうに聞いていますけれども、その分もちよつと保護者負担が大きくな

るといふような話を聞いておりますが、ちょっとそういう実態があるのかどうか、今後、来年度の話ですけれども、その分はどう織り込んであるのかをお伺いしたいと思います。

○高橋特別支援教育課長 特別支援学校の就学奨励費のほうから先に。

特別支援学校の場合は、就学奨励費がございまして、それで修学旅行費もそれに入っております。保護者の収入とかそういったことによって全額補助あるいは半額補助という形になっておりますけれども、一応県が定めております修学旅行の規定の金額よりも下回るように設定しておりますので、今の先生のお話もありましたので、今後各学校出てきたときに3%の消費税をつけても上回らないように指導していきたいと思っております。

○緒方義務教育課長 済みません、ちょっと修学旅行が上がったときの就学援助費について、ちょっとまだ調べていませんので、後ほど報告したいと思います。

○上川高校教育課長 高等学校の修学旅行については、特に就学援助はございません。ただ、国内の場合、7万9,000円と今規定しておりますけれども、現在のところその上限を動かす予定はございません。

○鎌田聡委員 高校の場合、ないということですが、あと、義務教育課のほうでちょっと調べていただいて、この規定の額が変更にならないのであれば、就学援助がまた該当しないというふうな話も、ちょっと不安になられている方もいらっしゃるというふうに聞いていますので、そこをちょっと再度学校のほうとも連携してやっていただきたいと思います。

○緒方義務教育課長 委員長の許可を受けて

報告をしたいと思います。

○鎌田聡委員 次が、6ページの一番上の(6)の公立高校授業料徴収等事業ということで、これは、授業料無償化の、所得制限によって授業料を取るという作業でかかる経費だと思いますけれども、かなり10億円という額が大きいなと思ひまして、具体的にどういった——今から手続をやるということになって、この金額が出てきているのかを教えてくださいたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

金額的に10億7,340万7,000円ということで大きな金額になっておりますが、このうちの98%以上の金額は、国から就学支援金が来ますので、それを授業料として相殺すると、その金額でございまして、実際に審査をしたりする事務費については数千万の単位ということでございます。

○鎌田聡委員 数千万の単位というと、大体幾らぐらいかを教えてくださいたい。

○山本学校人事課長 まず、大きいもので申し上げますと、所得の確認及び就学支援金の交付業務に係ります臨時職員の配置の経費、これが2,895万円、それから授業料の徴収事業ということで口座振替の徴収委託の業務、これが1,150万円、それからシステムの維持管理費で109万6,000円というふうな金額になっております。

○鎌田聡委員 これは毎年今からかかってくるという経費ですよ。これはずっと国が見ていくということで理解していいんですね。

○山本学校人事課長 国に対しては、全額国

で見ていただきたいということでお願いをしているところですが、ただ、まだ国のほうからは、そのあたりの、明確に全額見ますというような回答まではいただいておりますが、昨年説明に来られたときに、そういった方向の話はいただいているところでございます。

○鎌田聡委員 かかる経費が、支援金は別としまして、大体4,000万以上くらいですかね、ありますけれども、実際その所得制限が入って、910万以上ですか、の御家庭からいただく授業料というのは幾らぐらいなんですか。

○山本学校人事課長 この10億のうちですか。

○鎌田聡委員 10億のうちじゃなくて、実際無償化から910万以上はお金いただくわけでしょう、授業料を。県内でどのくらいの家庭から幾ら入ってくるのか。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

今見込んでおりますのは、今度高校1年生になられます生徒数の見込みで、県立高校に入ってくる方を1万497人、全日制の場合ですが、ということで見込んでおまして、このうちの22%程度は、910万以上の家庭ではなかろうかという予想を立てております。あと、定時制高校と通信制についても、それぞれ人数をはじき出しておまして、計算をいたしております。

トータルでいきますと、10億6,081万1,000円を見込んでいるところでございます。

失礼しました。今のは就学支援金の額でございます。徴収する額については、済みません、まだ計算、今手元にございません。

○鎌田聡委員 徴収する経費で大体4,000万

ぐらいかかるわけですね。それだけかけてどれだけのお金が入っているのかという非常に聞きたいところなんですけれども、全然まだ見込みないんですかね。支援金が10億何がしかでしょう。22%ぐらいの方から徴収ということになるんですよね。その割合で大体出ないんですかね。

済みません、計算しよんなはるならですね。

それと、あと、新しい高校1年生からということで徴収されると思いますけれども、実際どういった——保護者としては、多分所得証明で全部出さないかぬとかありますけれども、それと、あと、今の中学3年生、卒業されていますけれども、そこへの周知がどのような形で行われていたのか、在学時にですね。そこもちょっと教えてください。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

まず、周知のところでございますけれども、国と県からと周知を行っておりまして、昨年12月3日になります。文部科学省からの依頼を受けまして、新制度に関するリーフレットについて、学校人事課から、各市町村教育委員会を通じまして、対象となります中学3年生の保護者に配布しております。あわせて、各市町村教育委員会、各教育事務所、各県立学校、特別支援学校へ同様のリーフレットを配布しております。

それから、年明けまして、1月になりました。文部科学省のほうから直接全国の中学校3年生の保護者へリーフレットを配布しております。

それから、2月になりました。新制度に伴う就学支援金申請に必要となります所得確認のための書類等につきまして、各教育事務所及び市町村教育委員会を通じて、各中学校に対しまして、保護者向けへのリーフレットを配布しているところでございます。

それから、2月の24日になりますけれども、同様に、もう一度、念のために、中学3年生の保護者へリーフレットを配布いたしております。

それから、3月に入りまして、今度は、受け入れる側の県立学校のほうで入学者選抜の説明の際に、このリーフレットを同様にまた配布をしているというところがございます。

今後も随時周知をしまいたいと考えております。

○鎌田聡委員 何か保護者のほうからいただく書類とか、そういったのを教えてもらっていいですか。

○山本学校人事課長 保護者のほうからいただく書類については、入学者が確定いたしましたので、3月の下旬に入学者説明会が行われますので、その段階で配布をしたいと考えております。

○鎌田聡委員 所得証明をいただかんといかぬとでしょう。

○山本学校人事課長 失礼しました。先ほど、周知のリーフレットの中には、その所得証明が必要になりますということがしっかりと書き込まれておまして、そのためには、例えば、自営業の方ですと確定申告も必要でございますので、しっかりと確定申告を行ってくださいということまで書き込んだリーフレットをお配りしているというところがございます。

○鎌田聡委員 これは大変な、保護者にとっても作業になってきますし、先ほどありましたように、県としても、その徴収事務含めて、かなりのやっぱり経費も必要になってまいりますので、これはどうだろうかと思はずと思っていますけれども、ただ、いろんな

行き違いがないように、そこは徹底もしていただきたいと思いますし、ぜひ、国のほうから、いろんな事務作業含めて、指導も含めてやっていただくようお願いしたいと思っております。

あと、額のほうはまだですかね。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

試算でございますけれども、2億7,000万程度ではないかなと考えております。

○鎌田聡委員 わかりました。了解しました。

○高野洋介委員長 ほかに。

○荒木章博委員 SGH、新規事業で取り組んでいるスーパーグローバル、これは3年間ですかね、国からの補助を受けるという、大変な額が、1,500万ほど、合計合わせるなら1億6,000万の金額が国からもらえるわけですが、そういった中で、先般もちよっとこの問題は言ったわけですが、3校に限定されているのか、それとも私立高校にも波及されているのか、そこをちょっとお尋ねしたいと思っております。

それと、この価値観ですね。

○上川高校教育課長 まず、第1点目のお尋ねでございますけれども、国のほうでは、全国で50校を指定するというふうに伝えてきております。本県からは、公立高等学校が3校申請をしております。私立学校も1校申請をしていると伺っております。現在のところ4校が申請をしております。4月の中旬には、その指定が発表になるという運びでございます。公立、私立それぞれに申請をいたしております。

それから、そのスーパーグローバルハイス

クールにつきましては、急速にグローバル化する現状を踏まえまして、語学力とともに、幅広い教養、問題解決能力等の国際的な素養を身につけることは非常に大切だというふうに考えております。これからの時代のグローバルリーダーを育てる意味でも価値ある取り組みだというふうに認識はいたしております。

○荒木章博委員 大学や企業等との連携をとってこの事業は取り組んでいくことでしょうか。それで、知事にも私は先般申し上げたことがあるんですけども、やっぱり知事も、教育再生委員として、教育の委員会の諮問機関で毎回毎回上京されて、それだけ熊本県知事としても汗をかいているわけですよ。そういったところに対しても、知事に対しても、これについては、熊本県が、県立が3校、私立が1校、真和高校ですか、だから、その4校が申請。これ、250、希望が最初あったんだけど、半減半減されて50校しか選ばないと。最初の100校よりも50校下がってしまったと。かなりの競争率なんですよ。それで、これ、かち取るあれはありますか、課長……。

○上川高校教育課長 全国で50校に、今伝え聞くところによりますと、250校から300校それぞれ自信を持った学校が各県から申請をしているというふうに聞いております。高校教育課といたしましても、ぜひ、今2校分の予算を計上してお願いをしておりますけれども、ぜひかち取りたいというふうに思っております。

この審査につきましては、国のほうでは、申請の内容を重視して、全国から50校を選ぶというふうに言っておりますので、申請校については、私どもも指導をしながら必ずとれるように頑張りたいというふうに思います。

○田崎教育長 今回の件については、私も文部科学省の前川初等中等教育局長のところへお願いに参りましたし、知事も、先ほど言われました教育再生実行会議のときを捉えて、山中事務次官のほうへお願いに行かれております。ぜひ指定をかち取りたいというふうに思っておるところでございます。

○荒木章博委員 今、3校、まあ4校ですけども、公立は3校。そのうち2校しか予算はないんですか、これ。

○上川高校教育課長 3校申請しておりますが、本来ならば、当然3校分をお願いせいかぬところですけども、2校入ってくれたらいいなという思いでございます。

○荒木章博委員 もうそっから先は言いませんけれどもね、3校が競い合っているということで、まあ2校とれば上できだというふうなことで認識をされている。

今、次官にも知事がお会いされて、私も政調会があったとき、知事にも、知事が先頭に立って、これはかち取っていかなければ、この1億6,000万という費用については、熊本県としても、教育のトップ、田崎教育長、そういったところで、すごい取り組みの予算ですよ。かち取っていただきたいというふうに思います。

引き続き、いいですか。

前半ですから、短く3つぐらいで、後半にまた。ほかの方もいらっしゃいます。

高校生の新規事業で、修学旅行促進事業ということで今回予算を計上されているんですけども、主にどんな学校がどんなところに今行こうとされているのか、そして、あわせて、また、今後この視察というのはグローバルに広げていくのか、それか、アジアをターゲットに行くのか、そこの台湾とか、韓国とか、アジアのいろんな箇所がありますね、シ

ンガポールも含めて。そういったところの取り組みに対してどういうふうに考えておられるかをお尋ねしたい。

○上川高校教育課長 この事業につきましては、現地の、今、本課では、海外修学旅行として、中国と韓国と台湾の3つの国と地域を指定しておるところでございます。韓国と中国については、これまで多数の学校が海外修学旅行を実施した経緯がございます。台湾につきましては、今、御承知のように、大津高校とそれから東稜高校、それから熊本商業高校が昨年に行っております。ただ、ほかの高校につきましては、まだ台湾への経験がなく、校長としても、それから保護者としても、まだ現地の修学旅行としての安全面でありますとか、あるいは費用面でありますとか、不安もございますので、この事業で台湾を想定しながら、まず現地視察をして、そして海外の修学旅行につなげていきたいというふうに考えております。

また、これは決して台湾だけを本課でも海外修学旅行の行き先と考えているわけではありませんで、従来の韓国等についても、平成26年度は八代東高校が予定をしております。さらに、シンガポールにつきましても、新たに熊本北高校の1クラスが予定を今、本課のほうに打診をしておるところでございます。これにつきましても、各学校の取り組みに対して前向きに取り組んでまいりたいと思えますし、今後とも、台湾、韓国、中国、それからシンガポールについても、幅広く海外修学旅行について推進をしてまいりたいというふうに考えています。

○荒木章博委員 この200万の新規の予算というのは、そういう韓国だけではなくて、台湾、シンガポールやほかのアジア諸国との交流を見つけるべく、また、校長や——その安全性を高めることでされていると思うんです

よね。ただ、熊本県は、昨年の4月からシンガポールに事務所を設けていますよね。だから、そういう事務所を設けた活用を、やっぱりできれば、課長、この言葉から——出先機関があるわけだから、県の。そこを活用するという言葉をちょっと僕は欲しかったんですよ。

それとまた、先般、私学の女性の高校がシンガポールに行きたいと、お勧めしたんですよ。それで、そこの熊本の事務所と連携をとっていただいて、3日前に帰ってきたんですよ。1クラスですね。とてもよかったと、シンガポールは。そして、県の事務所の対応がとてもよかったと。だから、今度はシンガポールから熊本に受け入れますと。やっぱりそういうお互いの交流あたりを事務所を通じて——せっかく事務所があるわけですから、その事務所を使った一つのやり方というものも、また、その事務所と学校の校長先生とか、修学旅行担当者とかと熊本に帰ってこられたときに懇談をするとか、そういう機会を教育委員会は設定する考えはないんですか。

○上川高校教育課長 シンガポールにつきましては、これまでまだどの学校も行っておりませんでしたが、来年度は予定している学校がございますので、今、先生おっしゃっていただきましたことを、ぜひ、行きます熊本北高等学校にはそういう機会をつくってまいりたいというふうに思いますし、金額的な面が少し高くなりますので、そういうところはございますけれども、来年度は新しい道を開きますので、またその方向でも広がっていったらというふうに考えております。

○荒木章博委員 29ページですけども、これは体育保健課の管轄になると思うんですけども、2020年の東京オリンピック選手育成事業ということで新聞にも大きく載っておりましたけれども、3年間、これは3,000万、

これは、出場可能性のある県内選手の育成強化に助成をするということで、3,000万の予算が計上されておりますけれども、どういった種目で何人をターゲットにして、そしてどういう——6年後に向けた何年間の取り組みなのか、対象学年、そこあたりをちょっと教えてもらっていいですか。

○平田体育保健課長 東京オリンピックの選手育成事業は、オリンピックの公式競技でございます28競技、これを対象に考えているところでございます。ターゲットとしましては、6年後にオリンピックで活躍する選手ということで、中学、高校生、これを対象としております。また、ロンドンオリンピックが10人で、本県関係選手が10人ございましたので、東京オリンピックには、その倍の20人参加できればと、そういったことから、40人を対象に選手強化を図っていきたいと考えているところでございます。

○荒木章博委員 これは体育保健課が決めるんですか、それとも体協にこの3,000万の予算をやって、その体協のほうで決めていただくのか、それとも体協のほうにこれだけの計画表、計画の考え方を受けて、そして体育保健課のほうがそれをもって指示されるのか、そこをお尋ねしたい。

○平田体育保健課長 これは熊本県体育協会の助成でございまして、体育協会の中で各競技団体から申請書を上げてもらい、その申請書を、審査委員会というのをつくりまして、その審査委員会の中で40人ほどに絞り込みまして、そして競技団体に対して補助をするというふうに考えているところでございます。

○荒木章博委員 課長も専務理事ですから、当然その中には入られてやられるのかな。そこをお尋ねします。

○平田体育保健課長 選考委員会につきましては、今後きちんとした形で選考できますように検討していきたいと考えております。

○荒木章博委員 いや、課長も中に入って——もう体協だけに任せるのか、それとも、課長は専務理事ですから、入りたいという希望は持たれるのか、そこをちょっと、もう体協だけに全部任せるのか。実は、いろいろ任せると勝手ふうじゃするからですね、はっきり言うて。パレードしたり何したり、全部要望で言いましたけれども、はっきり言うて。だから、やっぱり勝手ふうじゃにされないように、県がきちんとした、例えば、どんな——東京オリンピックを日本に誘致しようというとき、パレードしたりするのも学生を使ったりして、ばんばんばんばんやってしまうでしょう。そしたら、教育長名か課長名で各学校に全部配布するわけでしょう。そういう危険性があるからですよ。だから、それをもらった人たちが、やっぱりちょっとこれは出場できないと私のところに言うてきたわけですよ。何かもうおかしいと。業者さんが講演したり、選挙前になって集めたり、前回話したでしょう。だから、そういうの勝手にするのかということをお尋ねしているんですよ。

○平田体育保健課長 これまでも、体育協会の事業につきましては、教育委員会としましても、計画書、それから実践書あたりもチェックを行ってまいりました。今回の選考に当たりましたも、教育委員会もかかわりまして、教育的な配慮のもと、慎重にやっていきたいと思っております。

○荒木章博委員 今言われたから、慎重にこの3,000万の予算、3年間と言われたですかね、9,000万ですよ。これは多大な費用なんですよ。だから、これは非常にもう——副

委員長も、この前本会議で質問されて、非常にオリンピック、ワールドカップ、パラリンピックや、それに向けた、熊本県が主体的に中心となってキャンプ地の誘致とか、そういう競技力の向上とか、そういういい質問されて、知事もちゃんと答えられて、新聞も1面のトップ。残念ながら読賣新聞は、熊本県庁に来とらぬだったんですかね、熊本市が言いましただけで、県が言ったなんか書いてなかったんですけれども、ちょっと残念だったんですけれども。

そこで、質問ですけれども、そういうワールドカップ的なことの取り組みというのがやっぱり取り沙汰されている中で、関係者のいろんな御努力によって、韓国のナショナルチームが熊本に来るということが正式に先般文書が届きました。それで、これは6月5日から6月11日までということで、熊本でキャンプをするということで、これは、世界大会が世界から50カ国来るんですよ。だから、来年の5月の29、30、31ですね。世界大会が一番に来る日なんですよ、一番に。そして、ラグビーワールドカップもありますし、そして6年後のオリンピックもありますし、立て続けに世界の大会が、中で、第1号が熊本に決まったんですよ。正式文書で、ハングル語と大韓民国の会長名が届いております。

そういった中で、やっぱり熊本県として、どういった、それに対応の仕方、取り組みとか、協力とか、やっぱりそういうことあたりもちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○高野洋介委員長 まだこの議案等が上がってきていない案件なんですけれども……。

○荒木章博委員 これはワールドカップの一なら、その他の項でいきます。

○高野洋介委員長 その他のほうで、まず議

案……。

○荒木章博委員 なら、続けていいですかー一なら、それはまたその他の項で言います。

○松田三郎委員 済みません、中断させましてあれですけれども、スーパーティーチャーについてちょっとお尋ねします。資料でいいますと、6ページと条例関係の35ページだと思いますが、先ほど御説明もありましたように、以前ちょっと私もお伺いしましたけれども、ある先生が、近隣のおっしゃいました学校とか、まあ、例えば教育事務所管内かもしれませぬけれども、そういうところに指導とか、アドバイス等に回られる。そもそもこの指導教諭、指定とか、認定とかいうのかも何かわかりませんが、これは、どこがするのか、決めるのか、そして、ちょっと説明あったかもしれませんが、来年度何名ぐらいを想定されているのかをちょっとお伺いしたいと思います、まず。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

指導教諭につきましては、学校教育法で定められた新たな職ということで、これについては、県教育委員会で選考して決定をしたいということで考えております。

それから、初年度につきましては、県立学校で5名程度選考したいと考えているところでございます。

○松田三郎委員 5名程度ということで、実際は、選考された方の中で5名ですから、ある程度の地域バランスなり、科目のバランスなり、中学校でしたら。そういうのも考えられるんだと思いますけれども、例えば、その方は、もともといる学校の担任はなかなか持てないのかなと思います、担任を持つのか持たないのかが1点と、どれくらいの頻度で

回られるのか、一応本拠地があるわけでしょうから、その点ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

私どもが想定しておりますのは、担任は持つのか持たないのかということでございますが、担任は持たない方向で考えております。

それから、自校、自分の学校で授業をやりながら、自分の学校の教員、あるいは近隣の教員の方への指導、助言を行ってまいりますけれども、大体自分の時間数が——これは来年度から県立学校で導入をしましてまいります。県立学校でまず導入してまいります。大体20時間程度持つことが一般的ですけれども、そのうちの半分程度は自分の授業をやって、残りの半分程度をその指導、助言の時間に充てていくということを想定しております。

○松田三郎委員 一応条例には、何か市町村云々というのも書いてありましたので、まあ、いずれということで条例改正なさっているんだと思います。

そこで、今後、来年度が、例えば選考で5名程度、それ以降の年度、例えば、5人の方にプラスして、また5人なり、ずっと選んでいかれるのか、そういう方たち、教頭とか、校長になられる方もいらっしゃるかもしれませんが、もしくはその5人を一旦一定期間でかえて、また5人ぐらいなのか、だんだんふえていくのか、一定なのかというのを今の段階でちょっとわかっていれば教えていただければ。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

毎年5名指定しますと、またその次の年は、また5名の人は継続しつつ、新たに5名の方をまた選考していくということで、ふえ

ていくということを想定しております。

○松田三郎委員 じゃあ最後ですけども、一応来年度の、この予算でいくなら、ほかの学校を回られるときの代替非常勤講師の経費ということで上げてあるわけでしょうから、いずれは、市町村立の学校、こういうところにも広がっていくとか、広げられるおつもりかどうかというのを最後に聞きたいと思います。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

まず、県立学校で導入をしまして、その状況について検証しながら、今後また市町村立の学校にも考えていくことになるかと思っております。

○松田三郎委員 結構です。

○早川英明委員 関連ですけども、今のやりとりをお聞きしていると、最初5人やると、そしてまた次の年5人やるということになれば、結局これに選任された先生は、今の御答弁では、管理職には当然ならないということになりますよね。

○山本学校人事課長 学校人事課でございます。

基本的には、その先生たちのキャリアという中で、管理職を目指さなくて、一生涯教諭でいきたいという人のキャリアを見通して、こういうスーパーティーチャーというのをつくっていつているんですが、ただ、管理職への道を閉ざすということを考えているわけはありません。途中から管理職になりたいという場合には、そういった道もあけておきたいということで考えております。

○早川英明委員 あけておきたいということ

ですね。

それから、当然これは先生の指導をされる先生であります、その指導の中身にも、授業を指導されるんだろうというふうに思いますが、学校の中には、授業外にもいろんな生徒指導とかありますよね。そこらあたりの指導はされなくて、授業を専門に指導される先生ですか。

○山本学校人事課長 学校人事課です。

このスーパーティーチャーについては、授業の指導をするということで考えております。

○早川英明委員 そうすれば、今おっしゃったように、授業だけといいますと、そのほかに、学校の中には、いろんなやっぱり子供の教育上、授業だけじゃない、ほかの面の指導も当然要りますよね。そこらあたりが薄いといいますか、そういう先生がいらっしゃるとするならば、そこらあたりの指導を要請するようなこのスーパーティーチャーというのは、今のところは考えていらっしゃらないということですか。

○山本学校人事課長 この指導教諭と別に、主幹教諭ですとか、教頭とか、副校長とか配置しておりますので、そういった先生たちがしっかりと学校をマネジメントして指導していくということを考えております。

○早川英明委員 今私が言いたかったのは、校長、教頭、あるいは教務主任その他今いらっしゃいますから、その先生方がやっぱり自分の職務を全うするようにしっかり指導をしていただきたいというふうなことを申しておきます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○鎌田聡委員 17ページに、高校教育課ですけれども、(4)の高校生キャリアサポート事業ということで、キャリアサポーター、これまで基金事業でやっていたやつを単県事業へということで、これはまあ私も質問等で求めておりましたので、非常にもう本当、ありがたいなというふうに思っておりますけれども、これから単県事業ということになりますから、継続的ないろんな就職支援、こういったものが期待できると思いますけれども、実際具体的に来年度は、じゃあ何校に配置をされていくのかということでお考えなのか、教えていただきたいと思います。

○上川高校教育課長 昨年までは35校に配置をしておりましたけれども、それをほぼ引き継ぎまして、2校については閉校いたしましたので、33校に配置をしたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 大体閉校されたから減るということで、今年度、ほぼ同様ということでやられると思います。あと、申し上げましたように、継続的な支援が可能になると思いますので、ぜひ、今までは1年で交代とか、サポーターの方もやっていたと思いますけれども、それが継続してできて、いろんな企業とかのつながりがそのまま生かしていけるというふうに思いますので、そのようになっていくということで理解しとってよろしいですかね。

○上川高校教育課長 これは毎年の任用にはなりますけれども、決して再任を妨げるものではございませんので、非常に適性のある方については引き続きの任用ということもあり得るというふうに思います。

○鎌田聡委員 ぜひ、任用ということであり

ますが、いろんなつながりを形成されて、また就職支援に生かしていかれるということが積み重なっていけば、さらにやっぱりいろんな求人の開拓ができると思いますので、ぜひそういった方向でお取り組みいただきますようにお願いをしておきます。

以上で終わります。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありませんか。

○荒木章博委員 13ページですけれども、最後の委員会ですけれども、県の美術館との——熊本城含め城彩苑とかそういう——今、歩きながら歴史探索とか、あのあたりを楽しむ風景、いろんなやつを考えている人たちもたくさんいると思うんですよ。そういった中で、美術館とのやっぱり熊本城、市が管轄している分と県が管轄している分、どうですか、県の美術館の入館者はどうですか、微増、ふえていますか。

○小田文化課長 熊本城、委員のお話ございましたけれども、美術館そのものの入館者というのは、細川コレクションも含めまして、まあ、やや横ばいの状態です、今。

それからもう1つ、熊本城に来るお客様を、前からいろいろ考えまして、例えば、熊本城に入館して半券を持っているお客様に、美術館に来ていただいたら団体料金扱いをして少し割り引こうとか、そういう案を幾つか出しまして今検討しておりますのでございます。

○荒木章博委員 まだ検討ですか。いつまでその検討は続くんですか。

○小田文化課長 熊本城だけではなくて、例えば、細川刑部邸もありますし、その他幾つか城彩苑とか施設がございます。県、市、そ

ういうところの、ほかの施設からの美術館に来るお客様も、できるなら割引ということでもふやすことはできないのかなと。その辺もちょっと今少し枠を拡大して考えて検討しているものですから、ちょっと時間かかっております。

○荒木章博委員 いや、私はもうでき上がったものと思っておりました。これは委員会で申し述べたことだと思うんですよ。やっぱりこういう細川刑部邸とか、もう私が市議のときにあそこは要望して、市長が聞き入れてくれたところなんです。熊本城を一体としての観光の目玉にしよう。城彩苑もそうですよ。だから、やっぱり合同庁舎を熊本県が37億で買って31億円で市に売って市と交換したんですよ。そして、城彩苑というのができ上がったんですよ。

だから、やっぱりそういう観光というのは、取り組みというのは、九州の、要するに観光行政は、4日前の朝日新聞にもグラフが載っていましたが、財務大臣も日本に来ていただく観光客をふやそうというキャンペーンをやっているんだと、その中に、熊本の、こういう改修とか何とかも出ているんですよ。けれども、文化と歴史の熊本のまちづくりというのをやらないと、本当の熊本の観光行政はできないと思うんですよ。そこで売っていかないと、タワーがあるわけでもないし、何があるわけでもないからですね。だから、議会でも質問、水前寺の成趣園とか、江津湖の、世界の都市の中で4カ所か5カ所しかない遊水池とか、そういうのを結ぶ、それを文化課あたりが積極的に対応していかなければ僕はいけないと思うんですよ。その点はどうですか。

○小田文化課長 今、委員の御指摘のとおり、この問題は前から出ておまして、検討しておったわけですから、ちょっと、今

も申し上げたとおり、少し枠を拡大したがために少し検討に時間がかかってですね、ただ、年度ということではなくて、来年度からということではなくて、年度の途中で、これ、決着すれば、その段階で適応させていければというふうに考えておりますので。

○荒木章博委員 私は、もっと文化課あたりは、こういうのを積極的な対応の仕方をしなきゃいかぬ。

じゃあ、あそこの水がたまるやつですよ、入り口は2カ所しかないですよ。1カ所の水がたまって全然通られないような状況のときですよ、それはもう完備されましたか。

○小田文化課長 それにつきましては、雨が降って通れなくなったような状況が数日あったということみたいですが、そのときは、専用の看板を出しまして、こちらは危ないから通らないで向こうに回ってくださいというような表記を出しております。

○荒木章博委員 まあ、施設整備とここに書いてあるものだから、そういう抜本的なですね、入り口が通られずに、今度また表から行ってくれとか、やっぱりそういうのはちょっとおかしいですよ。雨は降るわけですから、いつか必ず。だから、やっぱりそういう対応の仕方もおくれるんでしょうね。今の答えの仕方では、私は、失礼だけれども、そう思いますよ。

引き続き、委員長。

細川コレクション永青文庫については、先般も私は述べました。古文書とのやっぱり連携ですよ。だから、熊大のほうにあるわけでしょう。だけん、一部を出したりして、古文書との取り組みですよ、永青文庫の活用の仕方。だから、文庫推進事業費として上げてあります。それと、この地元の企業、肥後

銀行さんですかね、これ。大がかりな数千万の基金をいただかれたんですよ。マスコミで見せていただきましたけれども、そういう寄附金による基金の使い方というのは、やっぱり修理だけですか、それともどんな活用の仕方をされるのか、それが1点です。

もう一点は、今言いましたように、古文書とのお互いの整合性、やっぱりその、ものがあり、古文書があり、歴史がありというのを、やっぱりまだまだ開いていかなければ、本妙寺の宝物館においても、極端に言うならば、6舗か7舗しか古文書あたりも出してないんですよ。あれは100幾つ、160ぐらいあるんですよ。それを出すなら、大変な熊本に観光客は訪れますよ、文学者初めですね。

それは別として、その永青文庫に対する取り組みというのを、ここには寄附金の積み立てとかいろいろ書いてありますけれども、それは活用しなきゃいかぬと思うんですよ。どういった形で、この基本基金にするということで捉えていますけれども、4,000万ですか、4,600万ですか、書いてありますけれども、その2点についてお尋ねします。

○小田文化課長 まず、基金でございますが、肥後銀行初め12の県内の会社、企業から寄附をいただいて、およそ3億2,200万程度の総額をいただいております。実は、ここに4,060万という基金の積み立てが出ておりますが、これは、肥後銀行が7年間かけて少しずついただいて、最後の年でございます。寄附は、この4,060万で一応終了ということになっております。

どういう使い方を今までしてきたかというのは、美術館につきましては、永青文庫のほうから、例えば、甲冑であるとか、あるいは螺鈿の箱であるとか、いろいろな美術工芸品を目白台の永青文庫から寄託を受けたり、あるいは預かり品として預かっておる、そういうものの中から非常にすぐれた美術工芸品を

修復して、そして美術館の展示に出そうということがこの寄附金の目的ですので、そういうやり方。

それと、あと、半分のほうは、熊大の永青文庫研究センター、ここに10万点ほどの細川文書が寄託されておりますので、これの目録の作成であるとか、あるいは調査研究をして本を出す、専門書の本として広報、普及すると。そういうことをやっております。

それから、1つ御指摘がありました、この古文書を美術館の展示等に生かすという問題につきましては、実は、26年度、来年度の第3期、恐らく10月から12月ぐらいのところの時期に、信長からの書状ということで、実は、昨年10月に、この信長関係の古文書、書状が、200数十点が重要文化財に指定をされたということもありまして、この中から50数点を選びまして、信長から細川家に対する書状のやりとりを一挙に公開しようということで、展示をします。今後は、そういう分析した中身をできるだけ美術館に出していこうということで考えております。

○荒木章博委員 今の10万点に及ぶ目録を作成するということですね、これはもうかなり年数をかけてやらなきゃいけない部分があるんですけども、いち早くこういうあたりを出していただきたい。

信長から来た書状、いろんな書物、これも、これはもう一大イベントですよ。だから、新聞等、テレビ等で、一回ちょっとこういうのがあるんだということで、全国から問い合わせも幾つか私にも来ていますので、こういうあたりを積極的に寄附金の中からでも使うとか、それか予算化していくとか、そういったところも今後も考えていただきたいと思います。

最後に、1点だけ。

かがやきの森が今度完成をするということで、予定の日にちより数カ月おくれるわけで

すね。どういった状況でおくれたのか、地元でどういった説明をしていくのか、要するに学校がありますね、あそこは、隣接に。正直言うて、10メートルもないところに学校が横に隣接をしておりますから、その最初の工期からおくれた理由と、また、なぜそういう形になったのか、今後の対応の仕方についてもちょっとお尋ねしたいと思います。

○清原施設課長 施設課でございます。

現在、熊本かがやきの森支援学校については、土木部の施行によりまして工事を行っております。基礎工事に当たりまして、体育館部分とそれから食堂棟の部分が、地盤の関係でくいを打つことを予定しておりました。体育館については、事前の調査どおり、ほぼ同じ地盤の状況でしたので、予定どおり基礎工事を行いました。食堂棟のほうは、当初、着工前に行った調査の結果以上に地層の状況が複雑で、基礎の深さとか、あるいは基礎の工法とかを変更する必要が出てまいりまして、あわせて、全国的な技能者不足等も重なりました。2カ月程度基礎工事がおくれまして、それにあわせて、7月末の予定が10月末に現在なって、竣工予定となっております。

それから、地元の住民の皆さんにつきましては、地元の自治会、連合会等を通じまして、また、個別にチラシの配布等によって工期の延期についてのお知らせを今行っているところでございます。

○荒木章博委員 3カ月ほどおくれる、また、合わせると、4カ月か5カ月おくれる。なぜ私がこれを言ったかということ、ここでも、委員会でも言ったことがあるんですけども、藤崎台球場のフェンスのネットの崩れ方、そしたら、その100メートルぐらいあるのも、そこだけで地質調査がしなかって、それで、追加工事としてやったでしょう、前回も。指摘をしたでしょう、私は。

だから、やっぱりくい打ちの状況なんていうのは、やっぱり50メートルか100メートルの先のことはわからないわけですよ。せめて——専門家じゃないけれども、5メートル、10メートル離れば、その間隔ぐらい打っていかないからこういう状況が起きる。また同じことですよ、藤崎台球場と。

だから、担当は、今言われたように、教育委員会じゃなくて、建築課ですか、建築課に任せとったから、任せとったから、いつもそうでしょう。2回続けてだから今私が指摘したわけですよ。だから、これは事前にわかっているようなことなんですよ。だから、その場所においてのくいを打ったり、きちんと設計の段階でしとけば、こんなおくれるということは、もう2回続けてないです。藤崎台球場のフェンスもそうだったんですよ。もう100メートルぐらいの地質調査でやったんですよ。地質調査というのは、あの辺はいろいろ変わっていますから、そこのところを、もうそれをどうせい、こうせいと言っても、専門家じゃないからですね。ただ、そういう連携あたりもきちんとやっていただきたいと思っています。

終わります。

○緒方義務教育課長 先ほど鎌田委員からのお尋ねの就学援助費等のことですが、消費税分は見て単価を上げるということがなっておりますので、見るということです。

○鎌田聡委員 上げるということですね。わかりました。

○高野洋介委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました

議案第41号、第45号、第48号、第87号から第94号、第96号及び第100号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

○鎌田聡委員 第87号は外してもらえますか。

○高野洋介委員長 87号ですね。

それでは、一括採決に反対の表明がありました議案第87号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○高野洋介委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第87号は、原案のとおり可決することといたしました。

次に、残りの議案、第87号外の案件につきまして採決をいたします。

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 異議なしと認めます。よって、議案第87号外は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件っております。

それでは、警察本部から報告をお願いいたします。

初めに、東山交通指導課長、お願いいたし

ます。

○東山交通指導課長 交通指導課でございます。

総務常任委員会で御審議をいただき熊本県手数料設置条例の一部改正について御報告申し上げます。

お手元の資料は、総務常任委員会で御審議をいただき条例関係説明資料でございます。

それでは、1ページ及び2ページをごらんいただきたいと思っております。

熊本県手数料条例第2条(400)の5号に規定します道路交通法第51条の13の規定、これは駐車監視員の資格証のことでございますけれども、に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う駐車監視員資格者講習手数料、現行1万9,000円でございますけれども、これを2万円へ改定するものであります。これは、平成26年1月29日に公布されました地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部を改正する政令により、駐車監視員資格者講習手数料の標準額が改正されましたことに伴い、手数料の改定が必要となったものであります。

手数料額の改定のみであることから、熊本県収入証紙条例の改正は必要ございません。

施行日につきましては、平成26年4月1日を予定しております。

以上で御報告を終わります。

○渡邊運転免許試験課長 同じく運転免許試験に関しまして、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について、お手元の資料に基づき、御説明をいたします。

3ページをごらんください。

1つは、熊本県手数料徴収条例第2条第403号の2に規定しております運転免許の検査の手数料の規定ですが、これにつきましては、平成25年6月14日に公布されました道路交通法の一部を改正する法律の制定により、

項ずれが生じたことにより改正するものでございます。

2つ目は、熊本県手数料条例第2条第403号の別表18に規定しております運転免許の試験の手数料を改正するものであります。これも、今回の道路交通法の一部改正によりまして、一定の病気に該当することなどを理由に運転免許を取り消された場合、取り消してから3年以内であれば、再取得時に運転免許試験の一部が免除されることとなります。運転免許の試験の手数料の中に、この適用を受ける者を追加するものでございます。

この試験の手数料は、免許の種類にかかわらず、1,900円となっております。

施行日につきましては、今回の道路交通法の改正規定の施行日が政令に委ねられていることから、このような表記になったものであります。

以上で報告を終わります。

○高野洋介委員長 次に、教育委員会から報告をお願いいたします。

○福澤社会教育課長 社会教育課でございます。

お手元の資料、その他報告事項、教育委員会の1ページをお願いいたします。

熊本県子ども読書活動推進計画(第三次)の策定に関して御報告いたします。

本計画は、第二次計画までの成果などの検証に基づき第三次計画を策定することにより、子供の読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子供の健やかな成長を図ることを目的としております。

1月の本委員会での最終案の報告をさせていただきました後、2月4日の教育委員会に報告し、決定いたしました。

今後も、子供の読書活動の推進のため、この計画の周知も含め、各施策に取り組んでまいります。

なお、今月末には本計画の冊子を関係機関等に送付いたします。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○平田体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の3ページをお願いいたします。

熊本県スポーツ推進計画の策定に関して御報告いたします。

本計画は、国のスポーツ基本計画を踏まえ、本県の実情に合わせ、スポーツに関する施策を総合的に推進するためのものがございます。

1月の教育警察常任委員会で最終案の報告後、2月4日の教育委員会に報告し、決定いたしました。

今後も、スポーツによる人が輝く豊かな熊本づくりを目指して、各施策に取り組んでまいります。

なお、今月末には、本計画の冊子を関係機関等に送付いたします。

続きまして、5ページをお願いいたします。

熊本県2020東京オリンピック・パラリンピックキャンプ誘致等推進本部(仮称)の設置について御報告いたします。

2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックを初め日本で開催される国際スポーツ大会等を好機と捉え、スポーツを通じた地域の振興を図るため、キャンプ誘致等を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的な横断的連携組織として設置するものがございます。

組織は、知事を本部長、副知事を副本部長、各部長等を本部員とした本部会議を中心とし、実務的な協議を行う幹事会と個別具体的な事項の検討、調整を行うワーキンググループで構成するものがございます。

主な取り組み事項は、中段四角囲みの中の

(4)の4点、これを考えているところでございます。

また、事務局は、商工観光労働部観光経済交流局観光課が担います。

なお、設置の時期につきましては、平成26年3月下旬を予定しているところでございます。

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 それでは、今の4件の報告について、質疑はありますか。

○荒木章博委員 今、オリンピックの誘致の問題とか何とか話の中で、大韓民国のナショナルチームが熊本にキャンプをするということで、正式に報告書が教育委員会にも届いたと思うんですけども、その点についてちょっとお尋ねしたいと思います。どういう取り組みを今後それに向けてされるのか。

○平田体育保健課長 大韓民国の剣道チームが本県でキャンプをしたいということは、スポーツの振興につながることでございまして、大変ありがたく思っているところでございます。

そういった動きがあった時点から、支援につきましては、関係部局、それから受け入れ元でございます県の剣道連盟、こういったところとも連携しながら、既存の制度活用等について、具体的に準備を進めてきたところでございます。

今後とも、関係機関、団体と連携しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○荒木章博委員 オリンピックのキャンプ地誘致、私もベルギーに行って、ベルギーのキャンプ地誘致を、サッカーの。そういうフィリップ・マティルド妃両殿下の隣の席に熊本

県は10名置かせていただいたり、過去にそういう——子供たち、壮行試合をやったり、K K W I N Gでやったり、そして子供たちを無料で招待したりとか、多くの観光のドラマの中には——副委員長もこの前質問の中で述べられたとおりでありますけれども、そういった中で、こういうのを一つの、熊本にまず第一番目に決まる、そしてさっき言いましたけれども、前々回は、韓国がナショナルチャンピオンなんです。日本、負けているんですよ。そして、3年前は——2年前ですか、日本がそれで勝っているんですよ。だから、紙一重なんです。

そうしますと、県警本部あたりにもお願いをせにゃいかぬですけれども、全国の、警視庁とか、神奈川県警とか、大阪府警とか、千葉県警とか、あらゆる選手団が交流に向けて熊本に、その1週間に持ってきてお互いの交流試合をやる。来年の5月は、お互いにフェアで、国を挙げてお互い衝突すると。すばらしい一つの企画だと思うんですよ。

こういった中で、いろんな、できる範囲内で、相手があることですから、子供たちにも見せてやったり、告知とかこういうのも含めて歓迎をしていただきたいなど。それがひいては、韓国のサッカーチームだろうと何だろうと、やっぱり1つをまず熊本県がキャンプをとるということは大切なことだと思いますので、教育長、そのところどうか……。

○田崎教育長 熊本県の剣道連盟のほうから、今年の6月5日から11日までに韓国ナショナルチームが熊本で合宿されるという連絡を教育委員会も受けております。先ほど担当課長が申しあげましたように、コンベンション協会、あるいは剣道連盟ともしっかりと、その他関係機関ともしっかりと連携とって、できる限りの支援をしてまいりたいというふうに思っております。

○荒木章博委員 ぜひよろしくお願ひしたい。

また、県警本部にも、ナショナルチームのメンバーの一人に、県警の職員の人が選ばれておりますし、学校の先生が1人と、熊本、現存です。その中で、10数名が熊本県出身者なんです。だから、大変な熊本県の一つのアピールにもなるし、こういう力強い取り組みを今後もお願ひをしたいと思います。

引き続きその他で。

○高野洋介委員長 どうぞ。

○荒木章博委員 教育委員の……

○高野洋介委員長 いえ、その他というか、まだこれ、報告なんです。

○荒木章博委員 なら、それでいいです。

○高野洋介委員長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 なければ、次に、その他に入ります。

その他で何かありませんか。

○荒木章博委員 教育委員の資格についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

地方教育行政法の第4条の中に、教育委員の任命ということで載っておりますけれども、教育委員のうち2分の1ということは、教育長さんを入れて6人ですかね、含めて6人ですか。で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を持つ者のうちから議会の同意を得て任命をするということで、その中に、6名の中に、政党に多額の政治献金をやっている人がおります。だから、やっぱりこういうのは私はあんまり——まあ法律には

抵触しないと思うんですけども、やっぱり、例えば公安委員とか、教育委員とかそういう人たちというのは、やっぱりその資格審査の中でそういうのは調査はされて、これは選ばれるんですかね。教育委員会が——それは人事課のほうでされるから関係ないのかな。そういうところは教育委員会のアドバイスとかそういうのはされるのか、お尋ねします。

○能登教育政策課長 委員御指摘のとおり、教育委員の任命につきましては、地方教育行政法の第4条で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというふうになっております。

また、教育委員会の政治的中立性の確保に関しましては、同条の第3項で、委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならないとされております。総務のほうで事務をとりまして、実質的には知事が任命するというところでございます。私ども事務的に整理をしたりすることはございますが、この方をということでの任命行為には直接関与しているところではございません。

○荒木章博委員 今言われるのが当然だと思いますね。ですから、今、国のほうでも、A案、B案、そして公明党さんやら自民党さんの与党で、政治的にあんまり介入しないほうがいいと、そういう中でC案がほぼ決定をしたというふうな状況なんですね。だから、その中には、政治的に中立というところが非常にうたわれているところで、今言われたように、地教行法の第4条には抵触はしませんけれども、私は望ましくないと。やっぱり多額の政治献金をする人間が、教育委員の、教育長含めて5人中、それもナンバー2の位置ですよ。職務代理ですよ。だから、やっぱ

りそのところは、きちんと私は発言を——教育委員会にも答えは求める必要はありません、立場がありますので。だから、私は、委員として、これは好ましくないと、かように思っております。

以上です。終わります。

○高野洋介委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 警察本部に、警務部長になるかと思いますが、今度はまた定期の人事異動があつて、異動に関して云々言うつもりはありませんが、例えば、私の地元の人吉警察署、多良木警察署、1年だつたと思いますけれども、かわられて、もちろんいろいろな内部でのバランス、年齢の構成とかいろいろ考慮すべき点は多いんだと思います。たまたま署長室には年数が書いてありますね、歴代の署長さんの。ここ最近、全部じゃありませんけれども、1年とか、まあ、長くて1年半とか、そういう形でかわられると。もちろん、さっき言いました内部の事情もおありでしょうし、一昔前でしたら、特に、余り何年も置くと、いわゆる地元とかなりしがらみもできてとかですね、という話も聞かぬでもありませんが、できるだけ長くともでは言いませんけれども、やっぱり1年じゃなかなか周りの人が顔と名前覚えたぐらいで次行かれるということですので、こういうのは意外と続くものなのか、今後、あるいは、いや、たまたま例外的にそうなつたのかというのは、今後の人事異動方針といいますか、というのがある程度あるならば、ちょっと教えていただきたい。

○浦田刑事部長 今の委員の御指摘でありますが、人事異動、まさにその適材適所という形で、全ての部署の中でいろいろな形で回すかということでの人事配置をしているところでございます。

警察署長につきましては、最近は、やはり大量退職の方が出てくると、大量退職・大量採用期なものですから、そうしますと、やはり所属長クラスの方もそれなりの人数、多く的人数が卒業、退職をされると。そうすると、若い方が所属長になるというような形の順番が回ってまいりますので、そうしますと、例えば、規模でありますとか、参事官への任用でありますとか、そういうことが絡んできますので、なかなか昔のように、同じところに長くいれるという状況には今客観的にないということは1つございます。これは御理解いただければありがたいと思います。

加えて、警察署長のことに関していえば、この辺の問題意識は我々も同じように持っております、できれば、余り早くかわらないということが望ましいという御意見もいただいているというふうに承知しておりますし、我々も、その部分については十分把握をしながら、その中で、それになるべく応えられるように、そこを一般論として前提に置いて人事配置をしていきたいというふうに思っております。

そのほかにつきましては、全て個別の事情というのもございますので、その辺はまた御理解いただければというふうに思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、私のほうから1点よろしいでしょうか。

前回の委員会におきまして、本県警察官の増員に係る意見書の提出について、委員の皆様から一任いただきました。

本日は、その意見書(案)を準備いたしましたので、今から事務局に配付をさせます。

配付をお願いいたします。

（資料配付）

○高野洋介委員長 意見書(案)について、事

務局のほうから読み上げていただきます。

○事務局 読み上げいたします。

警察官の増員を求める意見書(案)

国民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、経済発展の基盤であり、国民全ての幸福の礎となるものである。地方警察官については、平成13年度から平成25年度にかけ、全国で2万8,811人の増員が行われたが、これにより、警察官1人当たりの負担人口は557人から508人に軽減するとともに、刑法犯認知件数や交通事故発生件数が減少するなど、増員による効果をもたらしている。

しかしながら、県内では、女性、子供を狙った性犯罪、強盗や殺人などの凶悪事件に発展するおそれがある侵入窃盗事件が増加傾向にあるほか、交通事故による高齢者の死者が全体の5割を超えており、県民の治安に対する不安感の解消はいまだ道半ばである。

さらに、九州新幹線の全線開業や熊本市の政令指定都市移行に伴う交流人口の増大による犯罪の広域化、悪質化、グローバル化の一層の進展が危惧されるなど、加速化する社会情勢の変化に的確に対応し、県民の負託に応えることは困難な状況にある。

このような中、近年、本県警察はもとより、全国の警察では、大量採用期の警察官の退職がピークを迎えており、国内の治安維持に的確に対応できる体制の充実、確保が喫緊の課題となっている。特に、本県における警察官1人当たりの負担人口は608人と、依然として九州第1位であり、全国平均の508人はもとより、九州各県平均の526人を大きく上回り、高負担となっている。

よって、国におかれては、このような本県の実情を勘案され、県民生活の安全と平穏を確保するための必要な本県警察官の増

員について、引き続き特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

○高野洋介委員長 この意見書(案)をもって、委員会から議長宛てに提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、この意見書(案)で、委員会として委員長名により議長宛てに提出することにいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

それでは、これをもちまして第10回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午後2時49分閉会

○高野洋介委員長 本年3月末をもって退職をされる方が本日5名出席されておられますので、いつもはないとは思いますが、5名の方々、一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますので、委員の皆様よろしいでしょうか。

まず初めに、柳田教育理事からお願いいたします。

○柳田教育理事 高野委員長、九谷副委員長初め委員の皆様には、この1年間、本当に御指導いただきましてありがとうございました。私自身、県職員として最後の1年間を、大変課題の多い、しかも内容の深い教育問題に携わることができましたこと、大変感謝いたしております。委員の皆様のこれからのますますの御健勝と本県教育行政への充実を願って、お礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○高野洋介委員長 続きまして、瀬口総括審議員、お願いいたします。

○瀬口総括審議員 高校の教諭としてスタートいたしました。後半の半分の年数は教育行政の業務に携わらせていただきまして、本当にいろいろな面でたくさんのお話を学ばせていただきました。特に、本常任委員会の委員の皆様方には、いろいろな面で御指導いただきまして、大変感謝申し上げます。4月からは、一県民として、本県の子供たちの教育の充実と健全育成のことを願って応援していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。（拍手）

○高野洋介委員長 続きまして、浦次生活安全部長、お願いいたします。

○浦次生活安全部長 1年間お世話になりました。教育警察常任委員会の今後のますますの御発展をお祈り申し上げます。

ありがとうございました。（拍手）

○高野洋介委員長 続きまして、浦田刑事部長、お願いいたします。

○浦田刑事部長 どうも、当委員会には2年間お世話になりました。この間、委員の皆様方には大所高所から温かく、時には厳しく、厳しくはなかったと思っておりますけれども、御指導賜りましてありがとうございました。何とか2年間務めることができました。心より感謝、御礼を申し上げます。いよいよ金曜日から辞職ということになりますけれども、県議会、県政のますますの御発展と委員各位の先生のますますの御活躍、御健勝を祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。

大変ありがとうございました。（拍手）

○高野洋介委員長 最後に、東山交通指導課

長、お願いいたします。

○東山交通指導課長 交通指導課の東山でございます。

この1年間、交通指導取り締まりの責任者として頑張ってまいりました。本委員会につきましても、いろいろ御指導いただきましてありがとうございました。本委員会のますますの御発展を祈念しております。

ありがとうございました。（拍手）

○高野洋介委員長 本年度最後の委員会でございますので、私のほうからも一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、九谷副委員長、山本委員初め全ての委員の皆様方、田崎教育長初め、西郷警察本部長初め県警察の皆様方のおかげで何とか1年間委員長として務めることができ、大変ありがとうございました。

委員の皆様方は、人生経験や議員経験が大変豊富で、かつ個性的な委員の皆様方ばかりということで、初めての委員長ということで、円滑な委員会運営ができるのか大変不安でございましたが、いつも陰となり支えていただきました議会事務局の小夏さん、また県警本部の中尾さんを初め皆様方のおかげでその不安も徐々に消えまして、貴重で有意義な1年間を過ごさせていただき、重ねて感謝申し上げます。

教育委員会、県警察ともさまざまな問題を抱えておられますが、これからしっかり解決に向け、皆様方で力を合わせていただき、教育委員会の皆様方におかれましては、これからも歴史、伝統文化をしっかり守っていただきまして、子供たちの明るい将来は教育が大きな役割を担っておりますので、子供たちが安心して学べて、そしてかつ健やかな成長ができ、自信を持って社会へ旅立てることができるような、そういう環境をこれまで以上に積極的に取り組んでいただきますようによろ

しくお願いいたします。

県警察本部の皆様方におかれましては、県民の皆様がこれまで以上に安心して暮らせる熊本実現、観光客や熊本への訪問者が安心して滞在ができる熊本実現のために、これまで以上に積極的に取り組んでいただきますようによろしくお願いいたします。

先ほど御挨拶をいただきました、今月末をもって御退職をされる柳田教育理事、瀬口総括審議員、浦次生活安全部長、浦田刑事部長、東山交通指導課長におかれましては、長きにわたり、本県の発展のために、教育振興、また治安維持向上のために御尽力いただき、まことにありがとうございました。これからも体には十分御留意されまして、本県発展のために、これまでの行政経験を生かして御尽力いただきますようによろしくお願いいたします。

最後になりますが、本県熊本のますますの発展、本日御出席されておられる皆様方の御健勝、そして子供たちの健やかな成長、そして本県の治安向上を心より祈念申し上げます。私の挨拶にかえさせていただきます。

本当に1年間ありがとうございました。（拍手）

副委員長のほうからも。

○九谷弘一副委員長 まずもって、先ほど御挨拶されました5名の退職者の皆様に対しまして、心からこれまでの御尽力に対して感謝と敬意を表する次第であります。

高野委員長初め委員の皆様、そして西郷県警本部長、そして田崎教育長初め執行部の皆様には1年間大変お世話になりました。私も初めての経験でありまして、至らぬ点ばかりでありまして、皆様には大変御迷惑をおかけすることばかりだったというふうに思いますけれども、私にとりましては、非常に有意義な1年でありました。心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

簡単ですけども、最後に、皆様の来年以降のますますの御活躍を心から祈念申し上げます、簡単措辞でございますが、1年間の御礼の御挨拶にかえさせていただきます。

本当にお世話になりました。（拍手）

○高野洋介委員長 以上で本日の委員会を終了いたします。

皆様大変お疲れさまでした。

午後2時56分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

教育警察常任委員会委員長